

学生への経済的支援の在り方について

学生への経済的支援の在り方に  
関する検討会

平成26年8月29日

## 目 次

はじめに	1
<b>第1章 学生等の置かれた経済的状況</b>	
1. 大学等の在学者の経済的状況	2
2. 我が国の学生等への経済的支援の状況	2
3. 学生等の卒業後の状況	3
4. 学生等の経済的状況から見る課題	3
<b>第2章 学生等への経済的支援の意義と目指すべき方向性</b>	
1. 学生等への経済的支援の意義	4
2. 将来的に目指すべき方向性	4
<b>第3章 各制度の改善の方向性等</b>	
1. 中間まとめに対するヒアリングの概要	6
2. 各制度の改善方策	6
(1) 貸与型支援の在り方について	7
(ア) 現状と課題	
(イ) 取り組みの方向性	
(2) 給付型支援の在り方について	10
(ア) 現状と課題	
(イ) 取り組みの方向性	
(3) その他の検討事項、改善事項について	12
(ア) より一層の返還困難者対策について	
(イ) 奨学金についての情報提供、金融面のリテラシーの向上について	
(ウ) 民間奨学団体の連携について	
むすび	15
要旨	17

參考資料 . . . . . 19

審議經過等 . . . . . 38

## はじめに

少子高齢化などの社会の急激な変化の中で、今後とも、我が国が引き続き成長・発展を持続するとともに、個々人が豊かな人生を実現していくためには、一人一人の能力や可能性を最大限引き出し、付加価値や生産性を高めていくことが不可欠である。

このような、「成長し続け、安全で安心して暮らせる社会の実現」という社会の充実、また「一人一人の豊かな人生の実現」という個人の充実、この2つの価値を実現するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要である。

そもそも、日本国憲法は、すべて国民は「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ことを明記している。

そして教育基本法においては、この憲法の規定を受け、国及び地方公共団体に対して、「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」と定め、教育を行うに当たって踏まえるべき重要な基本理念として、教育の機会均等を確保することを規定している。

しかしながら、高等教育に対する我が国の支出の状況を見ると、高等教育段階における公財政支出のGDPに占める割合が、0.5%にとどまっており、逆に、教育費負担が、家計などの私費に負うところが大きくなっている<sup>1</sup>。

こうした状況の下、高等教育段階における学生への経済的支援の方向性はどうかあるべきか検討を行うため、本検討会は設置され、平成25年4月以降、13回にわたって、議論を重ねてきた。その間、同年8月には、それまでの議論を踏まえ、「学生への経済的支援の在り方について（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）を取りまとめるとともに、高等教育関係団体等、のべ8団体からヒアリングを行い、議論を深めてきたところである。

本取りまとめにおいては、これまでの検討の成果として、学生等の置かれた経済的状況（第1章）を述べた上で、学生等への経済的支援の意義と目指すべき方向性（第2章）を示すとともに、高等教育関係団体等からのヒアリングの概要を整理し、学生等への経済的支援の各制度に関する改善の方向性（第3章）について示したものである。

---

<sup>1</sup> 参考資料Ⅲ-1 参照

## 第1章 学生等の置かれた経済的状况

本章では、今後の学生等への経済的支援の在り方に関して検討を行うに当たり、学生等の置かれている経済的状况を、改めて俯瞰する。

### 1. 大学等の在学者の経済的状况

近年の経済情勢を背景に、我が国の家庭においては、世帯収入が減少する一方で、大学等<sup>2</sup>の授業料は上昇しており<sup>3</sup>、また私立学校の入学者においては、入学時に必要な費用の負担感について「重い」と感じている家庭が9割以上に及んでいるとの調査結果<sup>4</sup>もみられるなど、高等教育の費用は、家計にとって、実感を伴って重い負担となっている。

特に近年、低所得層だけでなく、中所得層においても教育に係る費用が負担となっている<sup>5</sup>という指摘もある。

また、高等教育段階への進学率の上昇等とあいまって学生等の多様化も進んでいる。例えば、社会人学生の受入数は、専修学校を中心に増加傾向にある<sup>6</sup>が、諸外国（OECD平均）に比べ、社会人の割合は圧倒的に小さい<sup>7</sup>。

### 2. 我が国の学生等への経済的支援の状況

文部科学省においては、意欲と能力のある学生等が安心して修学できる環境を構築するため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の大学等奨学金事業、国立大学・私立大学の授業料減免等への支援（公立大学の授業料減免は地方財政措置を通じて支援）、ティーチングアシスタント（TA）・リサーチアシスタント（RA）に係る経費の支援等を実施してきたところであるが、近年の経済情勢や家計の状況により、授業料減免や奨学金等による支援に依存している学生等が増加している。

---

<sup>2</sup> 本取りまとめでは、大学・大学院・短期大学・高等専門学校及び専門学校（専修学校専門課程）を指す。

<sup>3</sup> 参考資料Ⅱ-8, 9 参照

<sup>4</sup> 「私立大学新入生の家計負担調査 2012 年度」（東京地区私立大学教職員組合連合）

<sup>5</sup> 参考資料Ⅱ-11 参照

<sup>6</sup> 参考資料Ⅱ-3 参照

<sup>7</sup> 参考資料Ⅲ-3 参照

### 3. 学生等の卒業後の状況

最近の経済状況の好転を受けて、現下の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）については、改善の傾向を示しているものの、その一方で、我が国における雇用慣行、産業構造・労働市場の変化により、15～34歳のうち、非正規雇用が平成25年度には533万人（平成24年度：416万人）<sup>8</sup>に達している。加えて、高等教育機関を卒業した30代から50代の者のうち、約3分の1が年収300万円以下にとどまっている<sup>9</sup>など、卒業後に厳しい経済状況に置かれているのが現状である。

### 4. 学生等の経済的状況から見る課題

このように、今日の学生等は、高等教育段階への進学時から在学中、卒業後を通じて、厳しい経済状況に置かれる者も少なくない。特に、生活保護世帯やひとり親家庭世帯、児童養護施設入所者や退所者等、家計の特に厳しい者については、中退率が高く、また大学等への進学率も一般に比べ低い等の傾向<sup>10</sup>がある。

しかし、こうした状況に屈することなく、学生等が安心して高等教育段階の学びの場に進めるような仕組みを充実することが極めて重要であり、そのための対策を早急に講ずることが求められている。

その際には、我が国の学生の学修時間が例えばアメリカの学生と比べ相対的に短い傾向にある<sup>11</sup>実態を踏まえて、経済界などからは、奨学金等の経済的支援を活用して、学業等において、優秀な成果を挙げた学生等に対する奨学金の返還免除を充実するといった形で、在学中の学修にインセンティブを付与すべきではないかとの意見もある。

また、高等学校卒業後に引き続いて大学等に進む場合のみならず、いったん社会に出て就労した後に学び直す場合など、多様な学びのニーズに応えるためには、まずは大学等が社会の求めに応える教育内容を提供し、また社会人にも学びやすい教育環境を整えることが不可欠であることは言うまでもないが、その学修を経済的側面から支援することも、一層重要な課題となる。

---

<sup>8</sup> 平成25年 労働力調査年報（総務省）より

<sup>9</sup> 参考資料Ⅱ-15 参照

<sup>10</sup> 児童養護施設入所者の大学進学率は約12%（※平成24年度卒業者の平成25年5月1日現在の状況（厚生労働省調べ））

<sup>11</sup> 我が国の学生の学修時間（授業、授業関連の学修、卒論）は一日4.6時間とのデータもある（東京大学 大学経営政策研究センター（CRUMP）『全国大学生調査』平成19年）

## 第2章 学生等への経済的支援の意義と目指すべき方向性

本章では、第1章で述べた学生等の置かれている経済的状況を踏まえ、学生等への経済的支援の意義について再度確認するとともに、その目指すべき方向性について示す。

### 1. 学生等への経済的支援の意義

奨学金や授業料の減免をはじめとする学生等への経済的支援は、憲法及び教育基本法で保障されている教育の機会均等を実現するために国が責任を持って取り組むべき責務である。平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）の趣旨も踏まえ、経済的に困難な状況にある者に対して、教育面も含めた支援の一層の充実が求められている。

また、高等教育の受益者は学生等本人であると同時に、我が国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成という観点からは、社会全体が受益者である。加えて、高等教育での修学を経て、経済的に安定した生活を送ることができる者が増加することにより、将来の生活保護費や医療費、失業給付等の抑制が見込まれるといった社会全体に対する経済的な効果も期待できる。

意欲と能力のある学生等が、学校種の別、設置者の別にかかわらず、高等教育段階への進学を断念することのないよう、また進学した学生等が学資の捻出のため長時間のアルバイトを強いられることなく、学業に十分に専念できるよう、学生等の学びを社会全体で支えることが極めて重要である。

### 2. 将来的に目指すべき方向性

このような、学生等の学びを社会全体で支えることの重要性に鑑み、各国においては、給付型奨学金をはじめ、学生等に対する各種の経済的支援策が展開されている。

我が国も昭和54年に批准した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」において留保を付していた、高等教育についての「無償教育の漸進的な導入」（第13条2（b）及び（c））について、近年の法令整備や予算措置の状況に照らして、平成24年9月に留保を撤回したところである。今後も引き続き高等教育の無償化に向け、漸進的にその導入を目指すことが求められる。

このためのステップとして、①授業料減免等の給付的支援の充実により負担軽減を図るとともに、②現行の機構の貸与型奨学金については、

ア．奨学の観点

意欲と能力があるにもかかわらず経済的な事情により進学が困難な学生等に対しては、進学の際や在学中に、必要な学資を確実に提供すること。その上で、卒業後の所得に応じた返還方式（所得連動返還型奨学金。所得に応じた返還が行われる。）を導入することより、将来の返還への不安を払拭すること。

イ．育英の観点

経済的な事情により貸与型奨学金の支給を受けた学生等のうち、特に優秀な成績を修めた学生等へのインセンティブとして、奨学金の返還を免除すること。

等の仕組みの構築・充実を図っていくことが必要である。



### 第3章 各制度の改善の方向性等

本検討会では、第1章及び第2章に示したような、基本的な認識を基本とし、中間まとめ以降、これに対するヒアリングを行い、再度、論点を整理した上で、所得連動返還型奨学金制度などを中心に議論を行ってきた。

本章においては、各制度の改善の方向性について、現行の支援制度の形態ごとに、今後の取組の方向性を示す。

#### 1. 中間まとめに対するヒアリングの概要

本検討会では、中間まとめの取りまとめの後に、一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会、独立行政法人国立高等専門学校機構、全国専修学校各種学校総連合会、日本弁護士連合会、及び機構の計8団体から、ヒアリングを行った。

ヒアリングにおいては様々な御意見を頂いたが、多くの団体から指摘があった事柄としては、以下のような点が挙げられる。

貸与型支援に関する事柄としては、①在学採用、予約採用ともに、無利子奨学金を更に拡充すべき、②現行の「所得連動返還型無利子奨学金制度」をより柔軟な返還が可能な形にすべき、といった点である。

また、給付型支援に関する事柄として、③給付型奨学金を導入すべきといった点、また、その他にも、奨学金制度について、早期から、情報提供や指導等が必要である、といった点に多くの意見を頂いたところである。

#### 2. 各制度の改善方策

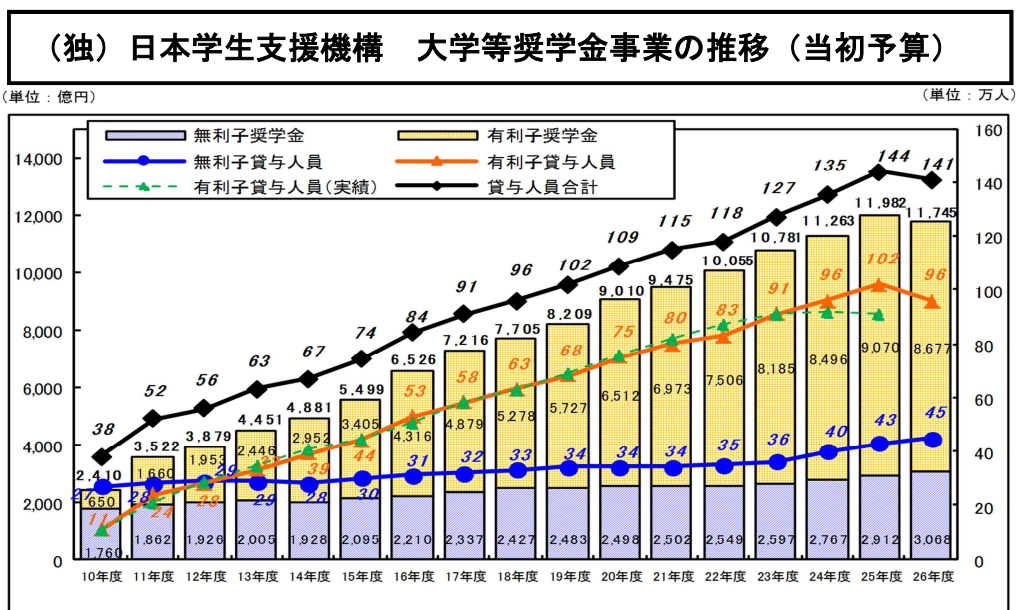
本項においては、各制度の改善方策について示すが、その基本的な認識として、改善を進めるに際し、学生等への経済的支援は、学校種の別、設置者の別にかかわらず、多様な方法の下できめ細やかに行われることが重要であるという点について、まずは記しておきたい。

以下、貸与型の支援と、給付型の支援及びその他の事柄に分けて示すこととする。

## (1) 貸与型支援の在り方について

### (ア) 現状と課題

この点については、近年、機構の貸与型奨学金の事業規模を急速に拡大させた結果、貸与基準を満たすにもかかわらず貸与を受けられない学生等の存在は、ほぼ解消されつつある<sup>12</sup>が、依然として以下のような課題が残されている。



- ✓ 無利子奨学金の伸びは緩やかで、事業規模の拡大は主に有利子奨学金の大幅な拡大により達成。
- ✓ 事業費の大幅な拡充や、高等教育段階への進学率の上昇等もあいまって、奨学金の貸与対象として、真に必要な学生等に貸与できているのか十分な検証が必要。
- ✓ 必要な学資を全て貸与型奨学金によりまかなう場合、専攻分野等によっては多額の借入れとなり、返還の負担が極めて重くなることについても留意が必要。とりわけ、有利子奨学金については、元本だけでなく利子も返還する必要があるが、貸与を受ける学生等が、このことを十分に理解していないなど、学生等に対する奨学金制度のさらなる周知徹底が必要な例も見られる。

<sup>12</sup> 現在、無利子奨学金の予約採用のみ、貸与基準を満たす学生等の貸与基準を満たす学生等の希望者全員への貸与が実現できていないが、有利子奨学金の在学採用まで含めると、希望者全員への貸与が実現されている。

また、最近の経済状況の好転を受けて、現下の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）については、改善の傾向を示しているものの、その一方で、我が国における雇用慣行、産業構造・労働市場の変化に伴う、非正規雇用の増加等もあいまって、真に奨学金の返還が困難な経済状況にある者からの回収について、例えば、多額の延滞金<sup>13</sup>が返還の意欲を削ぐことになっているとして、延滞金の負担の軽減等、より柔軟な返還への要望が寄せられるケースが増えている。

この点、平成24年度から導入された現行の「所得連動返還型無利子奨学金制度」は、①対象となる奨学金の区分が無利子奨学金のみに限定されていること、②対象となる者は貸与時の保護者の年収（世帯年収）が300万円以下である者に限られること、③本人の卒業後の年収が300万円を下回る場合にのみ返還期限を猶予されるものであること、④本人の卒業後の年収が300万円を上回った場合は、通常のリターンルールが適用されることといった形で限定的な範囲で奨学金の返還が本人の所得に連動する制度である。

## （イ）取組の方向性

現在、我が国における奨学金制度は、貸与人員・事業規模で見た場合は、機構の貸与型奨学金が中心であるが、このような貸与型の支援については、以下のような点について、今後、改善を進めていくべきである。

### i) 無利子奨学金について

意欲と能力のある学生等が経済的な事情により進学を断念することのないよう、教育を受ける機会を保障するという奨学金の本旨に立ち返れば、機構の貸与型奨学金は無利子奨学金が根幹となるべきものであって、有利子奨学金はその補完的な役割を担うべきものである<sup>14</sup>。

近年、奨学金の需要に対応するため有利子奨学金の拡大に頼ってきた実態があるが（有利子奨学金の事業規模は、平成11年度以降、急速に拡大している。）、原則に立ち戻り、無利子奨学金を基本とする姿を目指すべきである。本取りまとめにおいても、改めて、この点は指摘をしておきたい。

---

<sup>13</sup> 返還期日までに返還されない場合に、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し年5%の割合で課されるもの。（注：平成26年4月以降に生じる延滞金の賦課率については、10%から5%に引き下げた。）

<sup>14</sup> 「日本育英会法案に対する附帯決議」（衆議院文教委員会（昭和59年7月4日））

三 育英奨学事業は、無利子貸与制を根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子奨学金制度は、補完措置とし財政が好転した場合には検討すること。

※有利子奨学金を導入する法案の審議において付されたもの。同旨の附帯決議が参議院文教委員会においても付されている。

同時に、大学等における在籍者の多様化や、奨学金の貸与対象層の拡大等に伴い、真に支援の必要な学生等や、優先的に支援すべき層についての不断の見直しや貸与基準の検証が求められる。

この点については、平成25年12月に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」においても、「最新のデータをもとに、奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金の貸与基準について見直すものとする。」との指摘を受けていることにも、留意する必要がある。

## ii) より柔軟な所得連動返還型奨学金について

機構の貸与型奨学金についても、「借りたものは返す」ことが原則であることは言うまでもなく、返還金は、将来の奨学金の原資となるものであることに鑑み、返還能力のある者からは引き続きしっかりと返還をしてもらうことが必要である。

他方、奨学金制度は教育の機会の保障を目的とするものであり、高等教育機関へ安心して進学できる環境を整備していくためには、貸与型奨学金の卒業後の返還の不安を軽減していくことが重要である。

第1章の3.でも触れているが、非正規雇用の拡大に見られるように、これまでのような、「長期雇用」といわゆる「年功賃金」といった、我が国の雇用慣行の変化は、卒業生の経済的状況にも影響を及ぼしており、奨学金制度もこのような変化を受け止められるように、進化していく必要がある。

諸外国においては、オーストラリアをはじめ、卒業後の所得に応じ返還額が変動するとともに、課税システムを通じて回収するといった所得連動返還型の奨学金制度を、既に導入している国があるが、我が国においても、このような柔軟な返還方式を導入することを目指した制度改善が必要である。

そのためにも、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備を着実に進める必要がある。

ここで想定されている制度は、これまでの定額の返還とは考え方の

大きく異なる仕組みであり、この制度を適切に運用していくためには、卒業後の所得を正確かつ確実に把握する必要がある。このためには、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が導入され、本格的に稼働することが前提条件となる。

しかしながら、現時点においても、同制度の詳細が設計途上であることから、本検討会においても、十分な検討を行ったとは言い難いが、マイナンバー制度導入の進捗に遅れぬよう、所得連動返還型奨学金制度の設計や運用システムの構築を進めていくことが重要である。

今後、奨学金返還者に関するデータや、収入に関するデータなどを基にして、文部科学省、機構、及び学識経験者が共同で、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の詳細な検討を進めていくことが重要である。

その際には、諸外国の例も参考にしつつ、我が国の状況にあった、独自の形での制度改善を行うべく、より多くの返還者に対して、使いやすく、収入に見合った形で適切に返還できるといった点に制度設計の主眼を置き、返還月額の設定、返還開始の閾値（いきち）の設定、財政的負荷の多寡等も含めて、幅広く検討していく必要がある。

## （２）給付型支援の在り方について

### （ア）現状と課題

我が国では、高等教育段階における、公的な給付型支援として、大学等の授業料の減免や、機構の無利子奨学金の一部に対する返還免除制度（大学院生に対する業績優秀者免除制度）が導入されている。

その一方で、給付型奨学金は財源等の問題から現在導入されていないが、国際的に見れば、先進諸国ではほとんどの国で給付型奨学金制度が実施されている。

また、高等教育段階への進学率には様々な要因が相互に関連しつつ影響を及ぼしているが、我が国においては現に、４年制大学への進学率と家庭の経済的状況に一定の相関が見られる<sup>15</sup>。

特に経済的・社会的に厳しい環境にある者の高等学校卒業後の進路をみると、一般に比べ進学率が著しく低いことなどの現状に鑑みれば、家庭の経済的状況が進路選択に大きな影響を与えているものと考えられる。

### （イ）取組の方向性

---

<sup>15</sup> 参考資料Ⅱ-8 参照

保護者の経済的格差が、子の教育格差として次の世代に引き継がれることのないよう、高等教育の漸進的無償化の理念の下、給付型支援を充実していくことは、我が国の高等教育における重要な課題である。

そういった中で、給付型支援の充実は、前述のより柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入と合わせて、学生等への経済的支援の方策において、重要な位置を占めるものである。

#### i) 授業料減免について

給付型奨学金が導入されていない現状においては、授業料減免は、給付的な支援の側面を有するものとして、重要な位置を占めるものであり、授業料減免については、引き続き、充実を図っていく必要がある。また、高等専修学校の生徒に対しては、授業料に対する国からの支援がなされている一方で、専門学校生徒は、現在、国からの支援の対象とされていない。専門学校生徒に対する授業料減免制度の導入に向け、別途、検討が行われているが<sup>16</sup>、支援の速やかな実現が求められている。

なお、大学の授業料減免制度については、私立大学においては、授業料減免の原資が経常費補助金の内数であり、限られた財源の中では授業料減免とその他の事業がトレードオフの関係に立たされること、大学によって学生が受けられる経済的支援に差があること、公立大学については地方公共団体あるいは公立大学法人の裁量により実施されていること<sup>17</sup>といった、設置主体による差が存在することに鑑みれば、授業料減免制度も含めた給付的な支援策全体の制度設計について整理し直すことも、給付的な支援の充実の検討と合わせて、将来的な課題である。

#### ii) 給付型奨学金について

前述の通り、我が国においては、公的奨学金制度における給付型奨学金が導入されていないが、今後、高等教育の漸進的無償化を進めていくに当たっては、給付型奨学金の果たすべき役割は大きい。

現状においては、前述のより柔軟な所得連動返還型奨学金の制度設

---

<sup>16</sup> 専門学校生への経済的支援策の検討については、本検討会とは別に「専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会」が設置され、授業料減免補助事業を含めた経済的支援の在り方について、総合的な検討が行われている。

<sup>17</sup> 国としては、公立大学への授業料減免については、地方交付税交付金の基準財政需要額の算定の基準に盛り込んでいるが、その支出は地方公共団体等の裁量に委ねられている。

計を着実に行う必要があるが、それとともに、将来的には、給付型奨学金の創設に向けての検討も進めていくべきである。

その際の論点としては、大きくは、①給付目的と受給のタイミングの関係、②制度のターゲットと受給基準、③給付すべき内容、④実施の方式などの検討が必要となるが、それ以外にも、どういった層に対して支援を行うべきか、優先順位を明確にしていくとともに、育英的観点と奨学的観点をどのように加味していくのか、あるいは、現在、大学院生のみが存在する返還免除制度について、その選考時期や対象、範囲をどのように設定すべきか、といった他の給付的な支援との関係も合わせて検討を行う必要がある。

### (3) その他の検討事項、改善事項について

この他、以下のような課題についても、合わせて、引き続き検討・改善が求められる。

#### (ア) より一層の返還困難者対策について

中間まとめの提言が生かされ、平成26年4月から、延滞金の賦課率が10%から5%に引き下げられ、また、返還期限猶予制度の制限年数も、5年から10年に延長されるなどの措置が導入された。

これらの対応により、新たに返還困難により延滞に陥る者が増加することは一定程度抑制されることが期待される。

一方で、より長期にわたって返還困難な状況に陥っている者については、引き続きの対応を行っていく必要があるが、その際には、返還困難者対策という趣旨に十分配慮し、長期にわたり延滞状況が続き、延滞額が多額に上っているような、真に困窮している者が、返還に対する意欲を失わないような方向で検討を行うよう留意する必要がある。

そういった観点からは、前述した、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の趣旨である、「所得に応じた返還月額の設定」は、返還困難者に対する対応を考えるに当たっても重要な視点であり、今後は、返還計画を柔軟に見直す、返還の「リスケジュール」の積極的な活用といった、柔軟な対応を図っていくことも重要である。

なお、返還困難者対策については、奨学金の在り方だけでなく、奨学金返還の基礎となる、経済的な環境を整えるという観点からも、内閣府、厚生労働省及び経済産業省とも、連携を強化しつつ、卒業生も含め、就職の支援を行っていくことも必要であることを付言する。

## (イ) 奨学金についての情報提供、金融面のリテラシーの向上について

奨学金の事業規模の拡充に伴い、奨学金の貸与を受ける者の数も拡大している。また、奨学金の返還が困難になる理由の一つとして、奨学金貸与の総額が高額となり、結果として返還月額も高額になることも見受けられる。

奨学金の貸与を受けるに当たっては、貸与を受けることの意味をはじめ、将来生じる返還のプロセス、返還の責任や負担、貸与を受ける適正な額などについてもしっかりと伝え、もう一度十分に理解を徹底させるよう取り組んでいく必要がある。

また、機構の調査によると、返還困難になった際の返還期限猶予制度等の救済措置について、十分に周知が行き渡っているとは言い難い状況にある<sup>18</sup>ことから、延滞者の態様を分析し、返還困難に陥る傾向の高いグループに対して、重点的に働きかけを行うなど、効果的な手法を検討すべきである。

このような点を踏まえ、奨学金についての情報提供や理解の増進については中学校・高等学校段階も含め、学校現場や保護者などに対して、あらゆる機会を通じて、これまで以上に周知を行っていくべきであり、金融リテラシーの育成という観点からも、学校において、初等中等学校教育段階からの金融教育を推進していくことが重要である。

また、各大学等とも協力し、学生等に対し、返還困難となった場合の救済措置も含めて、奨学金制度の周知活動を強化していくとともに、奨学金事業の公益性の高さと、納税者への説明責任を果たすため、奨学金事業の運営の状況について、積極的に情報公開に取り組んでいくことが必要である。

## (ウ) 民間奨学団体の連携について

奨学財団等の民間団体は、団体の理念に基づく独自の奨学金事業をきめ細やかにっており、また給付的な支援方式によるものが多いことから、公的奨学金と互いに補い合う関係にあるといえる。

これらの民間奨学団体は、個々の大学等と情報交換を行うなど、個別

---

<sup>18</sup> 「平成 24 年度 奨学金の延滞者に関する属性調査（日本学生支援機構調べ）」の結果によると、返還期限猶予制度を「知らなかった」と回答している者の割合は、延滞者において 57.1%、無延滞者において、53.0%となっている。



の活動は行っているものの、奨学団体同士の連携した活動は、一層の活性化の余地を有する。

学生等の学びを社会全体で支えるという観点からは、公的支援と民間の持つ力を合わせて学生等への経済的支援に取り組むことが非常に重要であることから、民間奨学団体同士の横のつながりは、奨学金事業の活性化に向けて重要である。国としても、民間奨学金の情報を一元的に集約するといった活動とともに、各民間奨学団体の意見を聞きつつ、民間奨学団体相互の情報交換をはじめとした奨学団体の連携がとれるような取り組みを進めていくべきである。

## むすび

教育の在り方は、その国の将来の社会・経済の在り方を左右する重大な問題である。

グローバル化が更に進展する中、少子高齢化を乗り越え、我が国が、世界に伍して、成長・発展していくためには、世代を超えて、すべての人たちで若者を支えることにより、家庭の経済状況などにかかわらず、意欲と能力のあるすべての若者が質の高い教育を受け、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばしていく必要がある。

このような理念を踏まえ、本検討会においては、意欲と能力のある学生等が、経済的な事情により高等教育段階への進学を断念することなく、自らの可能性や能力を高めることができるよう、高等教育段階における経済的支援策のさらなる充実の方向性などについて、議論を重ねてきた。

しかし、経済的状況にかかわらず、高等教育段階に進学し学び続けるためには、高等学校段階、あるいはそれ以前の段階における、家庭や学校における教育指導や公的支援の影響も極めて大きいことから、一貫した総合的な政策立案が求められるところである。

貸与型奨学金における返還免除の在り方やその対象の拡大、学び直しへの対応や、海外留学への支援、大学院生への支援といった、今後検討を行うべき点も残されてはいるが、まずは、この取りまとめが、今後の学生等への経済的支援の具体化を図るに当たっての道標となることを願ってやまない。

# 要 旨

# 学生への経済的支援の在り方について（要旨）

## 第1章 学生等の置かれた経済的状况

- ✓ 近年の経済状况により、**家計の収入減少**。その一方で、**授業料は上昇**。⇒ 家計を圧迫
- ✓ 授業料減免や、奨学金等による**支援を受ける学生等が増加**。
- ✓ 雇用慣行の変化による、**非正規雇用の増加**。⇒ 所得の伸び悩み。

学生等が安心して高等教育段階の「**学びの場**」に進めるような仕組みの充実が必要

## 第2章 学生等への経済的支援の意義と目指すべき方向性

- **高等教育の受益者**は、学生等本人であるとともに、**社会全体**  
⇒ **学生等の学びを社会全体で支えることが必要**（我が国の将来を担う人材の育成）
- **国際人権規約A規約の留保撤回**  
⇒ **高等教育の無償化に向け、漸進的にその方向を目指す**
- 「**子どもの貧困対策の推進に関する法律**」の成立  
⇒ **経済的に困難な状況にある学生等に対する支援の一層の充実が必要**

## 第3章 各制度の改善の方向性

### 貸与型支援の在り方について

#### 無利子奨学金の一層の充実

日本学生支援機構の奨学金は、**無利子奨学金が根幹**であり、有利子奨学金は、その補完。

原則に立ち戻り、**無利子奨学金を基本**とする姿を目指す。

#### より柔軟な所得連動返還型奨学金

高等教育機関へ安心して進学できる環境を整備するため、**卒業後の返還の不安を軽減**することが必要。

卒業後の所得に応じて返還額が変動する、より柔軟な**所得連動返還型奨学金の導入**に向けた整備を加速。

### 給付型支援の在り方について

#### 授業料減免の充実

給付型奨学金が導入されていない現状においては、授業料減免は、**給付型支援の側面を有するものとして重要**。

授業料減免については、**引きつづき、改善**を図っていくことが重要。

#### 将来的には給付型奨学金の創設

高等教育の漸進的無償化を図って行くに当たっては、**給付型奨学金の意義は大**。

**給付型奨学金の創設に向けた検討も、合わせて進めていくべき**。

### 返還困難対策

長期にわたり返還困難な状況に陥っている者についても、**所得に応じた返還**が可能となるよう、**リスケジュールの活用**といった柔軟な対応を進めて行くことが重要。

### 情報提供等

奨学金についての**情報提供**や**理解の増進**について、あらゆる機会を通じて、**これまで以上の周知を図るとともに**、奨学金事業の運営について、**積極的に説明責任を果たす**べき。

### 民間奨学団体の連携

学生等の学びを**社会全体で支える**という観点から、民間奨学団体の力を活用することが重要。  
**民間奨学団体相互の連携**を促進する取り組みが重要。

## 参 考 资 料

# 参考資料(大学生等の経済的支援について) 目次

## I. 高等教育における経済支援に関する施策

- I-1. 学生に対する経済的支援の全体像
- I-2. 関係法令
- I-3. 我が国の奨学金事業について
- I-4. (独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実
- I-5. (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業予算の推移
- I-6. 奨学金の返還免除制度について(日本学生支援機構)
- I-7. (独)日本学生支援機構奨学金の延滞者の推移
- I-8. 延滞金の賦課について(平成26年4月以降)
- I-9. 国公立大学の授業料減免事業の概要
- I-10. TA・RA等を通じた大学院生の支援について
- I-11. 博士課程の学生に対する特別研究員事業

## II. 関連データ

- II-1. 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移
- II-2. 社会人入学者数(推計)の推移(大学)
- II-3. 社会人の受入れ状況の推移(専修学校)
- II-4. 専門学校への入学者の学歴
- II-5. 大学卒業までにかかる教育費
- II-6. 学生等への奨学金の貸与額と返還額について(無利子奨学金)
- II-7. 学生等への奨学金の貸与額と返還額について(有利子奨学金)
- II-8. 高等教育段階における教育費の家計負担の増加
- II-9. 学費・生活費の推移
- II-10. 学生生活における収支状況
- II-11. 家計による学費負担の構造
- II-12. 各種調査から得られる学生の経済状況の実態
- II-13. 大学(学部)の就職(内定)率の推移
- II-14. 高等教育機関(大学院除く)を卒業した者の年齢別所得割合

## III. 学生支援に関する諸外国の状況

- III-1. 諸外国の高等教育の教育費に係る財政支援の状況
- III-2. 各国の平均授業料と公的経済支援との関係
- III-3. 高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合
- III-4. 諸外国の奨学金制度
- III-5. 諸外国の奨学金の返還方法

# I. 高等教育における経済支援に関する施策 (大学等奨学金事業など)

## I-1. 学生に対する経済的支援の全体像

		学部		大学院 修士課程		大学院 博士課程	
		学生数: 256.2万人 (国立) 学生数: 44.8万人 (公立) 学生数: 12.7万人 (私立) 学生数: 198.7万人 (H25学校基本調査より)	【参考】学部年間授業料 (国立) 53.6万円 (公立) 59.8万円 (私立) 86.0万円	学生数: 16.3万人 (国立) 学生数: 9.55万人 (公立) 学生数: 1.15万人 (私立) 学生数: 5.7万人 (H25学校基本調査より)	学生数: 7.4万人 (国立) 学生数: 5.15万人 (公立) 学生数: 0.55万人 (私立) 学生数: 1.8万人 (H25学校基本調査より)	*( )は学生に占める対象者の割合	
大学 大学院	奨学金	(独) 日本学生支援機構奨学金(H25実績) 貸与総数: 98.6万人 / 貸与総額: 7,791億円 (38.5%) ●無利子奨学金 29.9万人 / 1,839億円, 1人当たり平均月額5.2万円 (11.7%) ●有利子奨学金 68.7万人 / 5,953億円, 1人当たり平均月額7.3万円 (26.8%) 総数: 貸与106.4万人, 業績優秀者返還免除0.9万人 総額: 貸与8,533億円, 業績優秀者返還免除126億円		(独) 日本学生支援機構奨学金(H25実績) 貸与総数: 6.8万人 / 貸与総額: 606億円 (41.5%) ●無利子奨学金 5.4万人 / 466億円, 1人当たり平均月額7.4万円 (33.2%) ●有利子奨学金 1.4万人 / 140億円, 1人当たり平均月額8.9万円 (8.3%) 業績優秀者返還免除(H25貸与終了者(実績)) ●修士: 0.8万人 / 98億円 1人当たり118万円		(独) 日本学生支援機構奨学金(H25実績) 貸与総数: 1.1万人 / 貸与総額: 135億円 (14.5%) ●無利子奨学金 1.0万人 / 125億円, 1人当たり平均月額10.9万円 (13.4%) ●有利子奨学金 0.1万人 / 11億円, 1人当たり平均月額10.8万円 (1.1%) 業績優秀者返還免除(H25貸与終了者(実績)) ●博士: 0.1万人 / 28億円 1人当たり243万円	
	給与			●ティーチング・アシスタント(TA)(H24実績) 全体数: 6.9万人(41.0%) ※0内は平成24年度在籍者数に対する割合 -国立大学: 4.3万人(44.2%) -公立大学: 0.3万人(31.2%) -私立大学: 2.3万人(37.7%) 1人当たり月額: 0.7万円(H24大学院活動状況調査より)		●ティーチング・アシスタント(TA)(H24実績) 全体数: 1.5万人(20.6%) ※0内は平成24年度在籍者数に対する割合 -国立大学: 1.1万人(21.2%) -公立大学: 0.1万人(17.4%) -私立大学: 0.4万人(19.7%) 1人当たり月額: 0.7万円(H24大学院活動状況調査より)	
	授業料 減免等	●国立大学 10.4万人 / 221億円 * 延べ人数(H25実績) 1人当たり月額 -全額免除: 4.5万円 -半額免除: 2.2万円 (文部科学省調べ)		●国立大学 4.8万人 / 100億円 * 延べ人数(H25実績) 1人当たり月額 -全額免除: 4.5万円 -半額免除: 2.2万円 (文部科学省調べ)		●国立大学 3.3万人 / 72億円 * 延べ人数(H25実績) 1人当たり月額 -全額免除: 4.5万円 -半額免除: 2.2万円 (文部科学省調べ)	
	【参考】	延べ数: 113.3万人		延べ数: 19.1万人		延べ数: 7.8万人	
民間 団体等	民間団体等(公益法人・学校等)奨学金	●大学学部 12.2万人 / 483億円 1人当たり平均月額: 3.3万円 (平成22年度奨学金事業に関する実態調査(JASSO))		●大学院 2.1万人 / 97億円 1人当たり平均月額: 3.8万円 (平成22年度奨学金事業に関する実態調査(JASSO))			
専修学校 専門課程	生徒数: 58.7万人 (国立) 生徒数: 0.0万人 (公立) 生徒数: 2.6万人 (私立) 生徒数: 56.1万人 (H25学校基本調査より)	(独) 日本学生支援機構奨学金(H25実績) 貸与総数: 21.2万人 / 貸与総額: 1,907億円 (36.0%) ●無利子奨学金 4.4万人 / 270億円, 1人当たり平均月額5.2万円(7.6%) ●有利子奨学金 16.7万人 / 1,637億円, 1人当たり平均月額8.1万円(28.5%)		民間団体等(公益法人・学校等)奨学金 ●専修学校 2.9万人 / 96億円 1人当たり平均月額: 2.8万円 (平成22年度奨学金事業に関する実態調査(JASSO))			



# I-2. 関係法令

## 日本国憲法 第26条(第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

## 教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

## 国際人権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)

### 第13条2

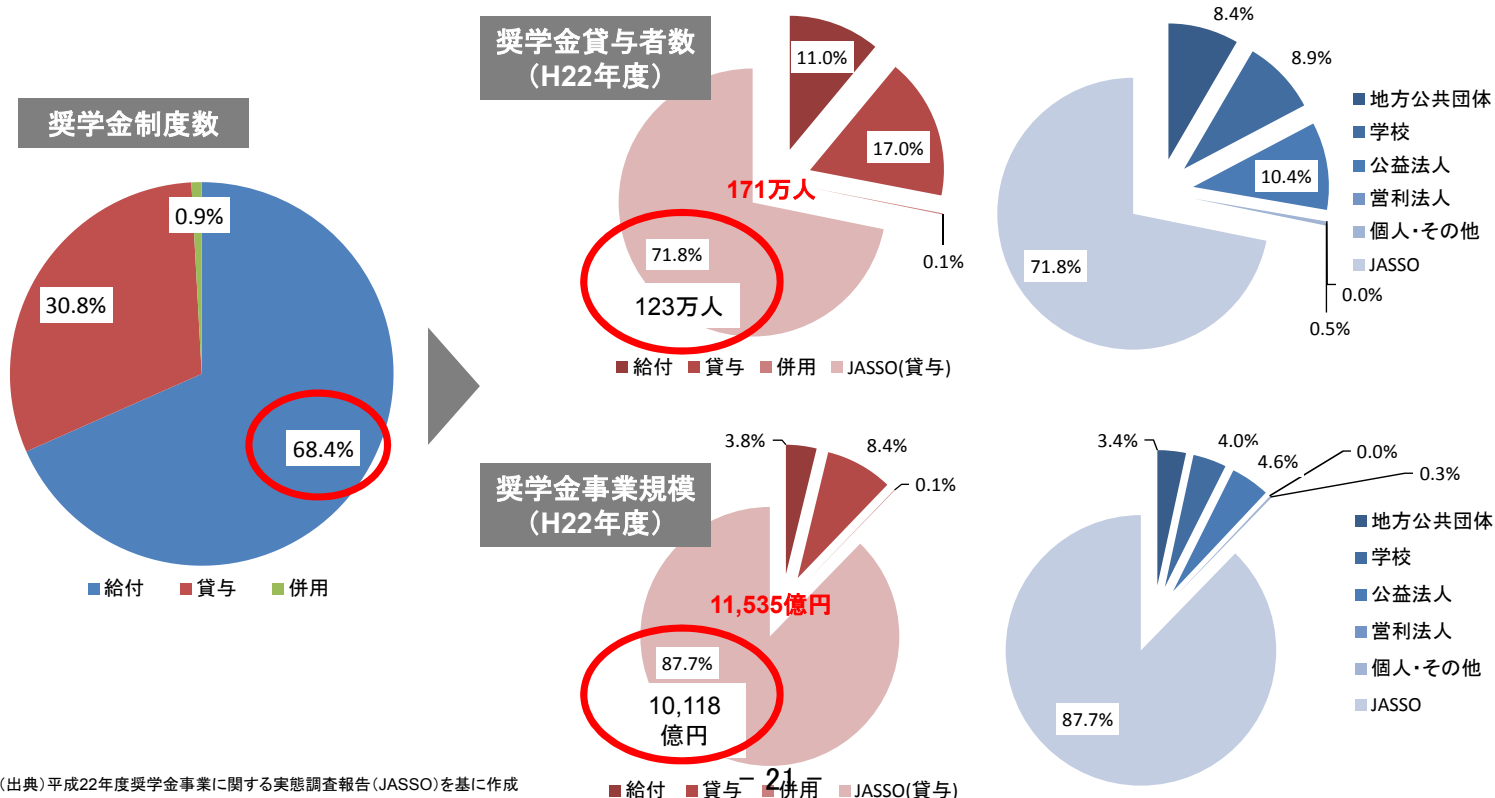
(b)種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c)高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(e)すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

# I-3. 我が国の奨学金事業について

各団体等が実施する奨学金の制度数(給付型・貸与型等)で見れば、「給付型」がその大半を占めているが、貸与人員、事業規模で見た場合は、「**貸与型**」の奨学金制度が圧倒的な割合を占めており、その大半が**(独)日本学生支援機構の奨学金**である。





# I-4. (独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心できる環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員を増員するとともに、日本人学生の海外留学のための無利子奨学金制度の充実、②真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実を図るなど、奨学金制度の改善充実を図る。

平成26年度予算 貸与人員 : 140万9千人  
事業費総額 : 1兆1,745億円

### 無利子奨学金の貸与人員の増員

◇低所得世帯の学生等へ無利子奨学金を貸与するため、貸与人員の増員等を図るとともに、将来グローバルに活躍する日本人学生等が海外留学をする際の負担を軽減するため、海外留学のための奨学金制度の充実を図る。

### <貸与人員>

無利子奨学金 45万2千人(2万6千人増\*)、(有利子奨学金 95万7千人(6万人減))  
※うち新規貸与者の増員分 1万2千人(うち被災学生等分4千人)

### 真に困窮している奨学金返還者の救済

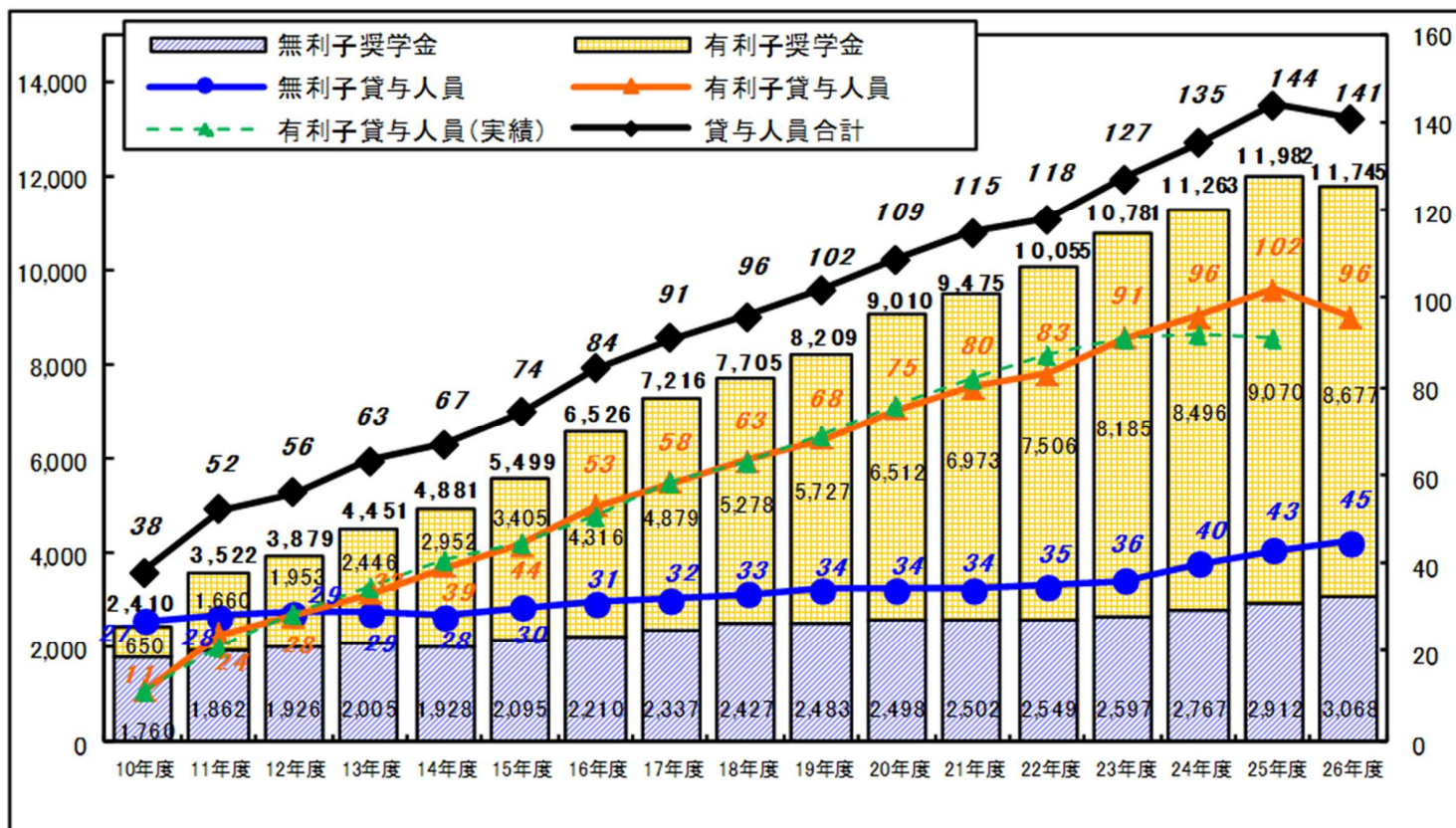
◇延滞金賦課率の10%から5%への引き下げ\*、経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の5年から10年への延長、返還期限猶予制度等の適用基準の緩和、延滞者への返還期限猶予制度の適用を通じ、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を一層講じる。  
※平成26年4月以降に生じる延滞金から適用

区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	45万2千人(2万6千人増)	95万7千人(6万人減)
事業費	3,068億円(156億円増) うち 一般会計 復興特会 財政融資資金 744億円 [うち復興特会 68億円]	8,677億円(393億円減) 財政融資資金 8,596億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力 ・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において 上位1/3以内(2年生以上) 家計 ・907万円以下 (平成27年度採用者から853万円以下) 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返還型】	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生 1,223万円以下 (平成27年度採用者から1,169万円以下) 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得る るまでは返還期限を猶予 【所得連動返還型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成26年3月現在) 利率見直し方式 利率固定方式 (5年毎)0.20% 0.82%

# I-5. (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業予算の推移

(単位: 億円)

(単位: 万人)



(注) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

# I-6. 奨学金の返還免除制度について((独)日本学生支援機構)

## 死亡・心身障害による免除

○趣 旨:奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した場合に返還を免除

○免 除:返済未済額の全部又は一部を免除

○創 設:昭和28年度

## 教育・研究職免除制度

(※平成16年度採用者から廃止)

○趣 旨:社会的要請の強い教職や研究職に一定期間以上従事した場合に、奨学金の返還を全部又は一部免除することにより、優秀な人材を確保

○免 除:

■対象職

- ・小学校、中学校、高等学校、大学において、教育の職にある者
- ・文部科学大臣の指定する国、地方公共団体、独立行政法人、財団法人等の研究所において、研究の職にある者

■免除額

- ・15年以上勤務した場合は全額免除
- ・5年以上勤務した場合は勤務期間に応じて一部免除

○創 設:昭和28年度

※教員等の確保策としての意義が薄れていること、特定の職のみを返還免除とすることへの不公平感により、大学段階では、平成10年度入学者から、大学院では平成16年度採用者から本制度は廃止された。

## 業績優秀者免除制度

○趣 旨:大学院で専攻する学問分野での顕著な成果や発見・発明等の業績を総合評価することにより、我が国のあらゆる分野で活躍し、発展に貢献する中核的人材を育成

○免 除:

■免除規模

- ・貸与終了者の3/10
- ・そのうち、上位1/3が全額免除、残りの2/3が半額免除

■選考方法

- ・大学院生からの免除申請を受け、各大学に設置される「学内選考委員会」において選考の上、機構に推薦。機構が認定。
- ・各大学の選考や機構の認定は、その専攻分野に関する論文、授業科目の成績等の業績を総合的に評価

○創 設:平成16年度

※大学院の「教育・研究職免除制度」に代わって導入された。

## 大学特別貸与奨学生制度

(※昭和59年度採用者から廃止)

○趣 旨:特に優秀な素質・能力を持ちながら、経済的に著しく進学困難な者に対し奨学金を貸与(貸与額は、それまでの額(「一般貸与」)より大幅増(創設時は2.5倍))

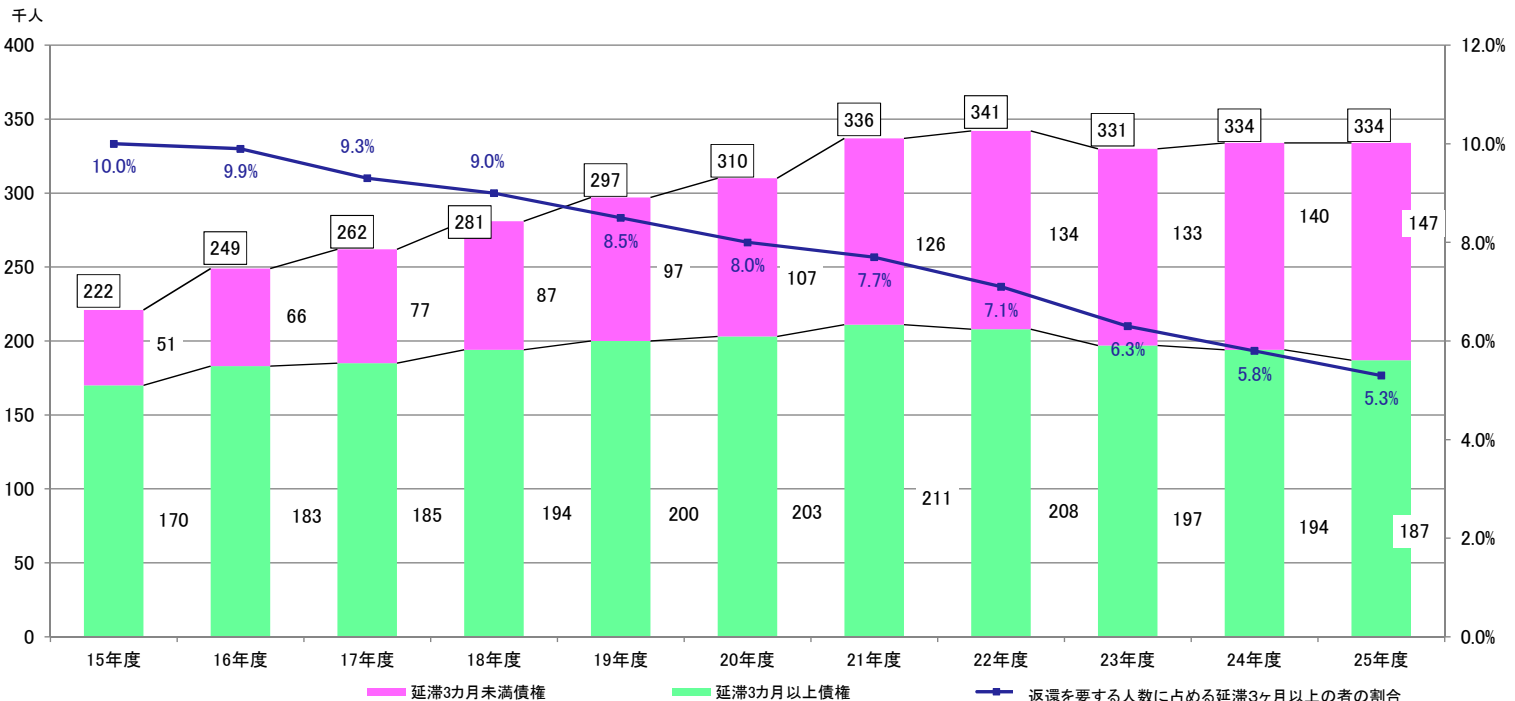
○免 除:「一般貸与」に相当する額を返還すれば、残額は免除

○創 設:昭和36年度(大学)

※一般貸与との差が僅少となり昭和59年度採用者から廃止

# I-7. (独)日本学生支援機構奨学金の延滞者の推移

- 平成25年度末の延滞期間が3カ月以上の者は18万7千人。事業規模が全体として増加しているため、延滞者数は同様に増加傾向。
- 近年の延滞者の増加分は延滞期間が3カ月未満の者の増加が主たる要因。延滞期間が3カ月以上の者については、機構が、返還者が長期の延滞に陥らないよう早い段階での回収促進策を講じているため、近年は減少傾向。



※四捨五入により計数が一致しない場合がある。

※無利子奨学金・有利子奨学金の両方の貸与を受けている者はそれぞれカウントしている。

# I-8. 延滞金の賦課について(平成26年4月以降)

## 延滞金の賦課の方法

・口座からの振替ができずに延滞となった場合、以下のとおり延滞金が課される。

<無利子奨学金>

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年(365日)あたり5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。

<有利子奨学金>

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く。)の額に対し、年(365日)あたり5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。

[例: 無利子奨学金で、返還開始時(10月27日)を返還期日とした割賦元金から延滞した場合]

・貸与月額: 64,000円(私立大学、自宅外) ・貸与期間: 48ヶ月

・貸与総額: 3,072,000円

・返還時の割賦金: 14,222円(最終割賦金14,270円)

振替不能2回目(延滞2ヶ月未満)

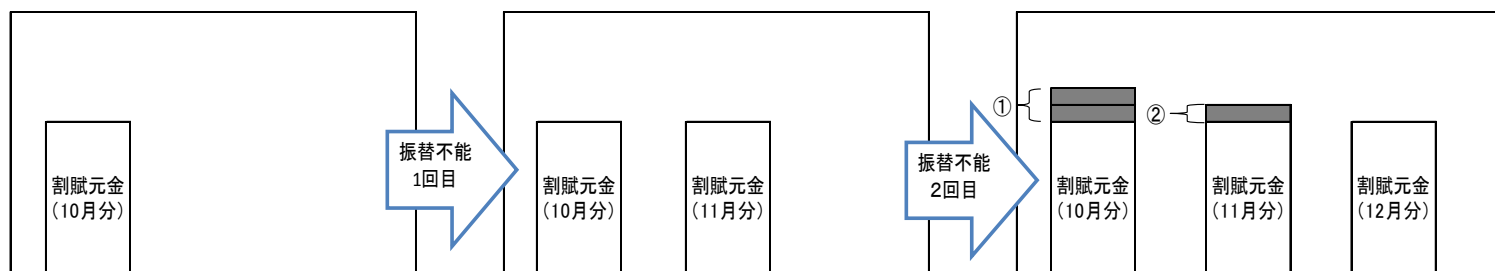
12月27日請求時

42,842円(内訳: 元金42,666円・延滞金176円)

(10月27日請求時)

振替不能1回目(延滞1ヶ月未満)

(11月27日請求時)



※延滞1ヶ月未満は延滞金を賦課しない。  
(業務方法書第19条第1項)

①割賦元金(10月分)に係る10/28から12/27まで(61日間)に係る延滞金(118円)  
②割賦元金(11月分)に係る11/28から12/27まで(30日間)に係る延滞金(58円)

# I-9. 国公立大学の授業料減免事業の概要

**【意義】** 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(国立大学における授業料減免の取扱い)

○文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。(→全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備)

○具体的授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

(公立大学における授業料減免の取扱い)

○公立大学における国からの授業料減免措置については、地方財政措置を通じて支援を実施。

○地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。

○全ての公立大学において授業料減免制度が設けられているが、実施の具体的方法については、各大学の規定、基準等に基づいて判断、実施。

(私立大学等における授業料減免の取扱い)

○各私立大学が減免を行った場合に、日本私立学校振興・共済事業団が、学校法人に対し私立大学等経常費補助金の特別補助により1/2を補助(東日本大震災による被災学生に対しては、2/3補助)。

※補助要件: 給与所得者の場合 84.1万円以下

《平成26年度予算》

《平成24年度実績》

《平成26年度予算》

<国立大学>

予算額: 30.1億円(うち復興特別会計 7億円)

減免対象人数: 約5.5万人(うち被災学生分 約0.1万人)

1人当たり平均免除額(学部(昼)): 約34万1千円

(※平成25年度における経済的理由や家計負担者死亡等のやむを得ない事情による授業料減免の実績額を免除者数で除した金額)

<公立大学>

実績額: 約3.5億円(うち震災関連 約3.2億円)

免除者数: 約1.1万人(うち震災関連 約980人)

1人当たり平均免除額: 約31万9千円

(※平成24年度における授業料減免の実績額を免除者数で除した金額)

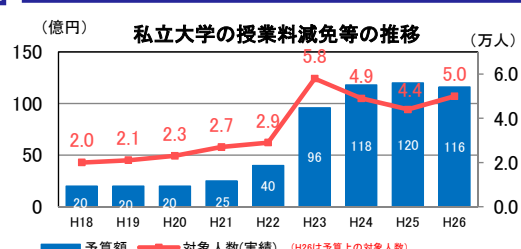
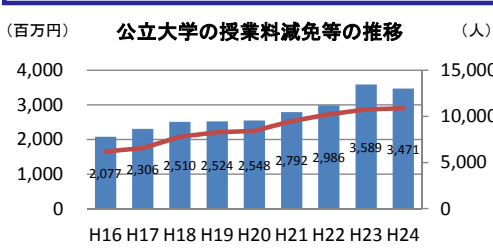
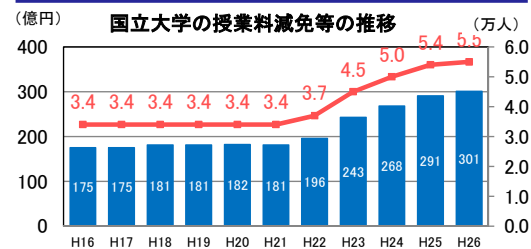
<私立大学>

予算額: 11.6億円(うち復興特別会計 3.5億円)

免除対象人数: 約5.0万人(うち被災学生分 約1.1万人)

1人当たり平均免除額: 約33万円

(※平成25年度における大学の減免総額(自己財源を含む)を補助対象人数で除した数であり、国庫補助の対象とならない減免分は除く)



※平成23年度以降の予算額には復興特別会計上分を含む

※平成23年度以降の予算額には復興特別会計上分を含む



# I-10. TA・RA等を通じた大学院生の支援について

## TA・RAについて

### TA(ティーチング・アシスタント)

教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング(助言)や実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生への教育訓練の機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの

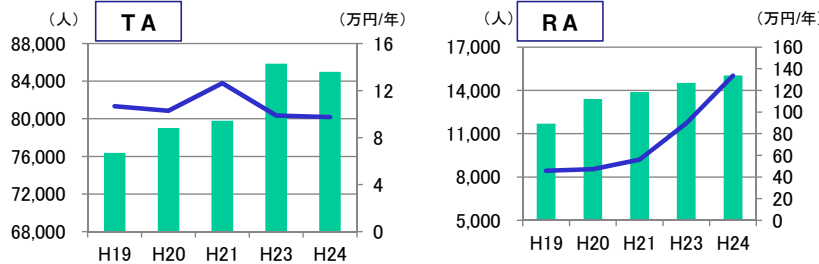
### RA(リサーチ・アシスタント)

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究時補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの

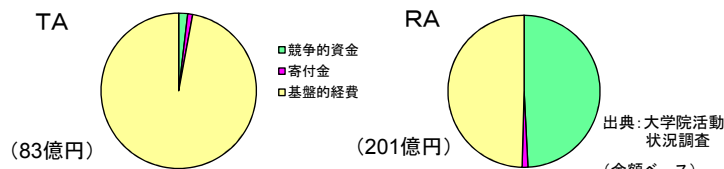
→ TA・RAによる支援は拡充傾向。

RA雇用は競争的外部資金を財源とする傾向

### TA・RAの人数・平均支給額



### TA・RAの財源別割合 (H24年度)



## 博士課程学生への経済的支援について

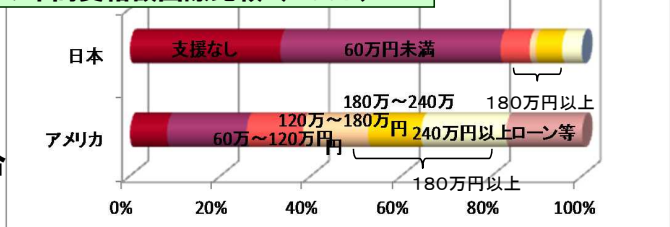
### 科学技術基本計画(H23.8.閣議決定)

『国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェロシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。」という第3期基本計画における目標の早期達成に努める』

→ 博士課程学生で生活費相当(月15万円以上)の受給を受ける者の割合は10%程度の現状。

優秀な博士学生の獲得競争が激化する欧米のトップ層の大学では、博士課程学生を高水準の研究の担い手として捉え、経済的支援を充実

### 博士課程学生に対する給付型支援の年間支給額国際比較(2007)



PowerStats : National Center for Education Statistics  
「大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査」より

# I-11. 博士課程の学生に対する特別研究員事業

## 目的

我が国のトップクラスの優れた若手研究者に対して、その研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題を選びながら研究に専念する機会を与え、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る。

## 事業概要

- 優れた研究能力を有する若手研究者が、大学その他の研究機関で研究に専念できるよう、研究奨励金および科研費(特別研究員奨励費)を支給。
- 博士課程(後期)在学者は「特別研究員-DC」、博士の学位取得者等は「特別研究員-PD」として支援。
- 世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保する観点から、PD採用者のうち、特に優れた者を「特別研究員-SPD」として支援。
- 優れた若手研究者が出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう、「特別研究員-RPD」の支援を平成18年度より実施。

平成26年度予算額:17,183百万円\*(平成25年度予算額:18,193百万円)

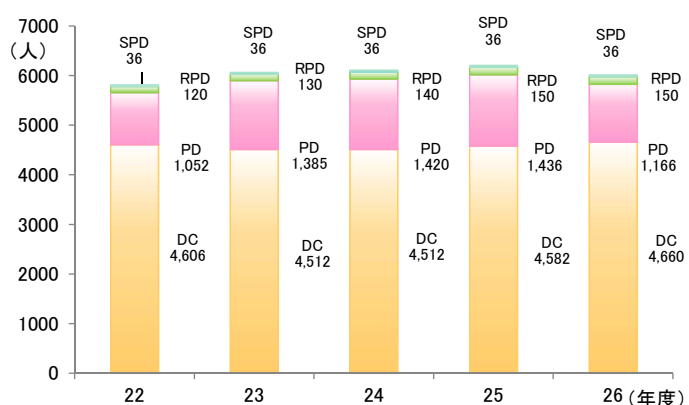
(\* (独)日本学術振興会の運営費交付金中の推計値)

### ◆特別研究員の区分

区分	対象	採用期間	研究奨励金(月額)	科研費(年額)
DC	・大学院博士課程在学者 (DC1)博士課程後期第1年次等 (DC2)博士課程後期第2年次以上等	DC1 3年間 DC2 2年間	20万円	150万円以内
PD	・大学院博士課程修了者等※1 ・博士の学位を取得後5年未満の者 ・博士課程在学時と異なる研究室において研究に従事	3年間	36.2万円※2	300万円以内
SPD	・PDのうち特に優れた者を採用 ・博士課程在学時と異なる研究機関において研究に従事		44.6万円	150万円以内
RPD	・大学院博士課程修了者等※1 ・過去5年以内に、出産又は子の養育のため、概ね3ヶ月以上研究活動を中断した者 ・年齢・性別は問わない		36.2万円※2	150万円以内

※1 人文・社会科学は標準修業年限以上在学し、所定の単位修得の上、退学後3年未満の者を含む  
※2 博士の学位を有していない者は、月額20万円

### ◆特別研究員支援者数の推移



### ◆特別研究員予算額の推移

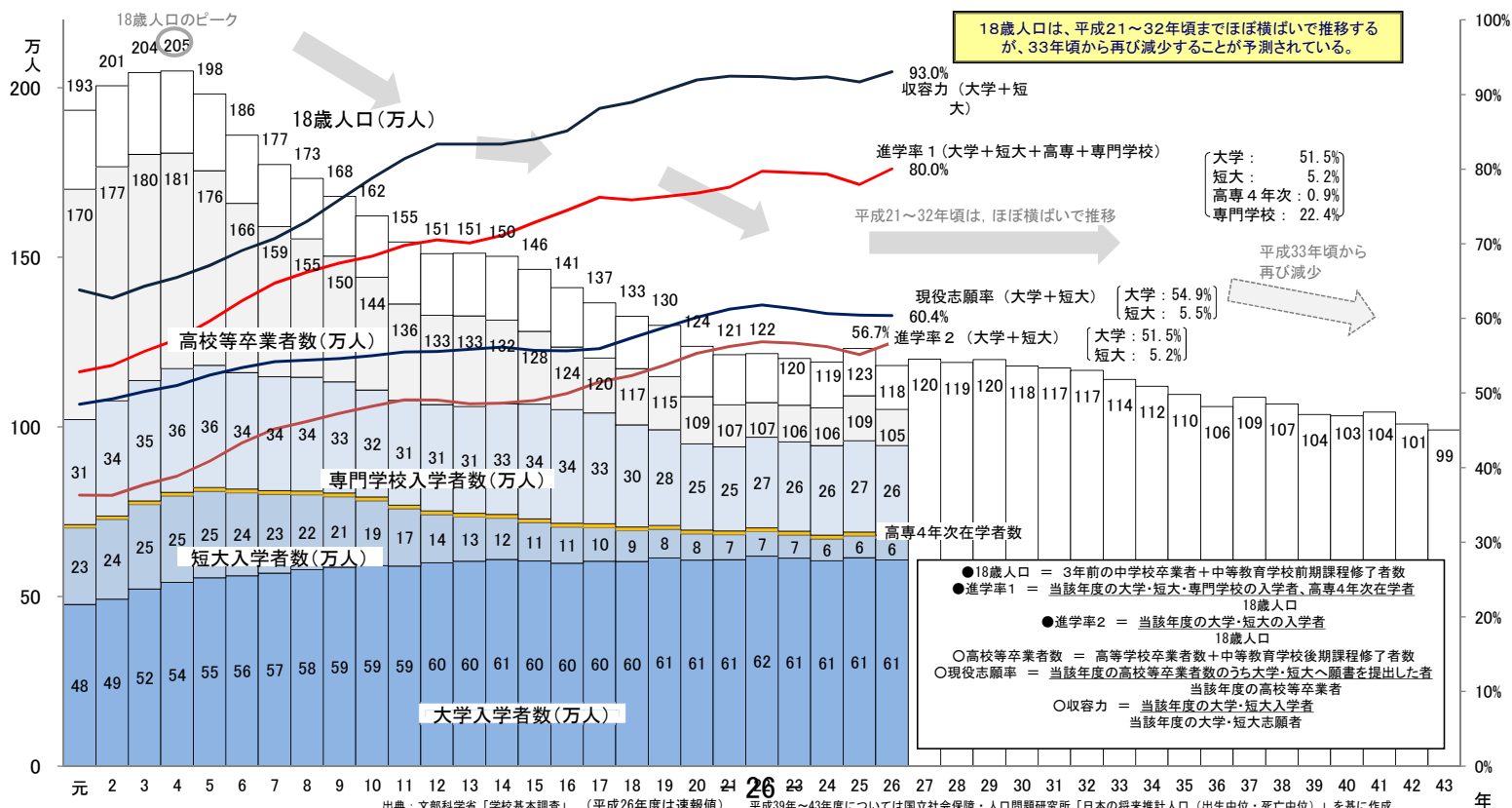
年度	H22	H23	H24	H25	H26*
予算額(億円)	167	180	181	182	172

(注) 予算額にはDC, PD, RPD, SPD以外の支援区分も含まれる

## II. 関連データ

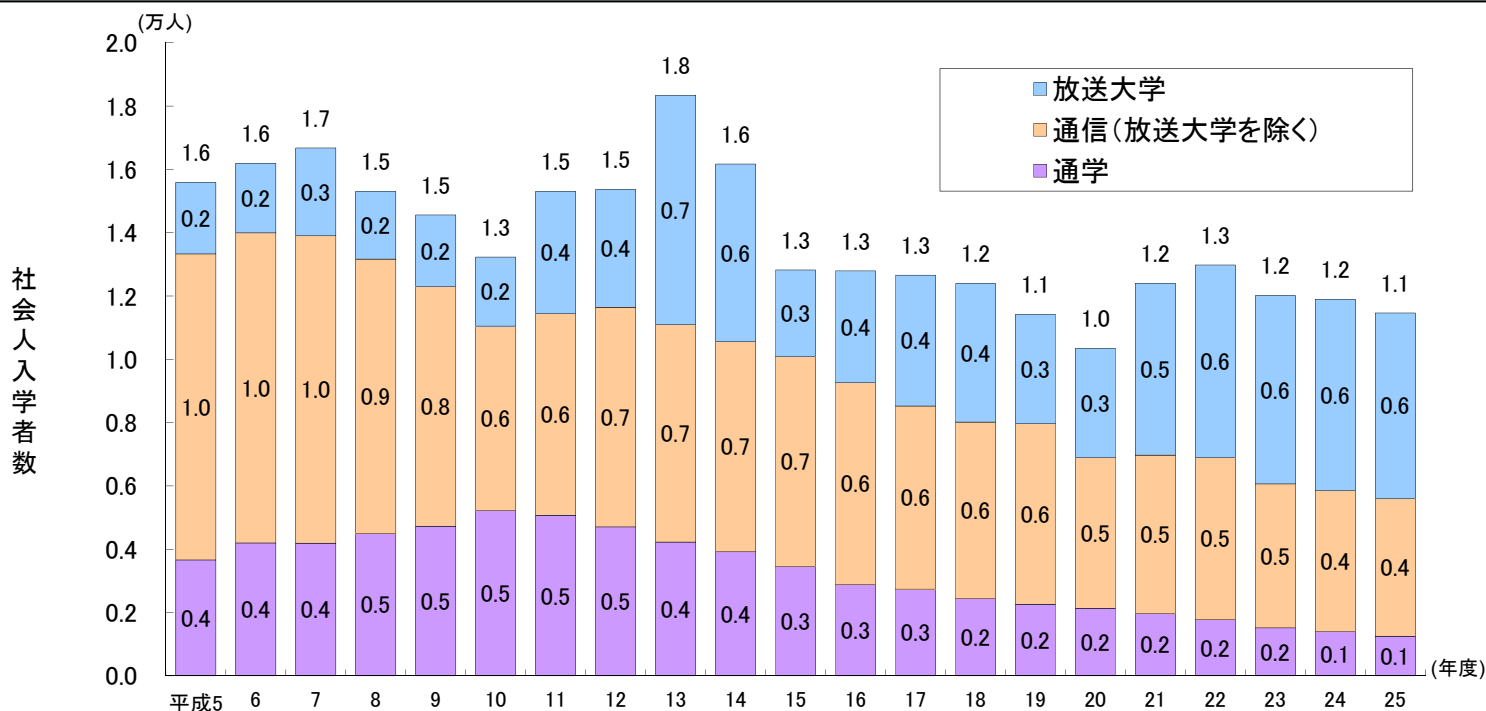
### II-1. 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

○近年、我が国において、高等教育機関への進学率は上昇傾向にあり、平成26年度(速報値)においては、18歳人口の約8割が高等教育機関へ進学しており、大学及び短期大学への進学者も半数を超えている。



## Ⅱ-2. 社会人入学者数(推計)の推移(大学)

大学の学士課程への社会人入学者数(推計)は、平成13年度の約1.8万人をピークに、平成20年度の約1万人まで減少。その後、増加し、平成25年度は約1.1万人。



※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日において、給与、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事についている者(企業等を退職した者、及び主婦などを含む)。

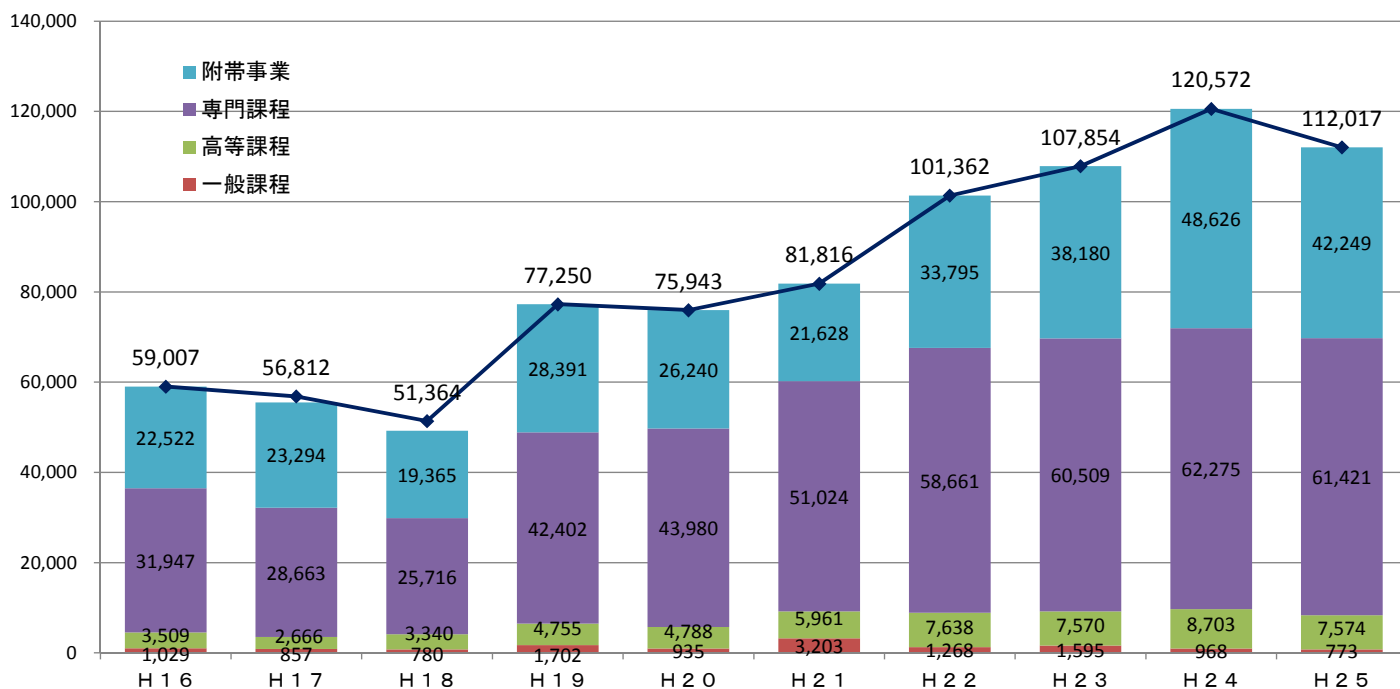
※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。

※ 通信、放送大学は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分等)

出典：文部科学省「学校基本調査」等を基に作成

## Ⅱ-3. 社会人の受入れ状況の推移(専修学校)

専修学校への社会人受入れ数は、増減があるものの、専門課程及び附帯事業(公共職業訓練等)の増加が全体として顕著。そのうち平成25年度の私立専門学校における社会人受入れ数は、約6万1千人。

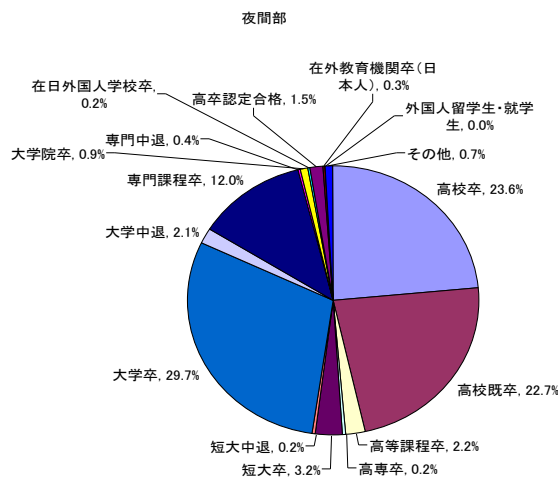
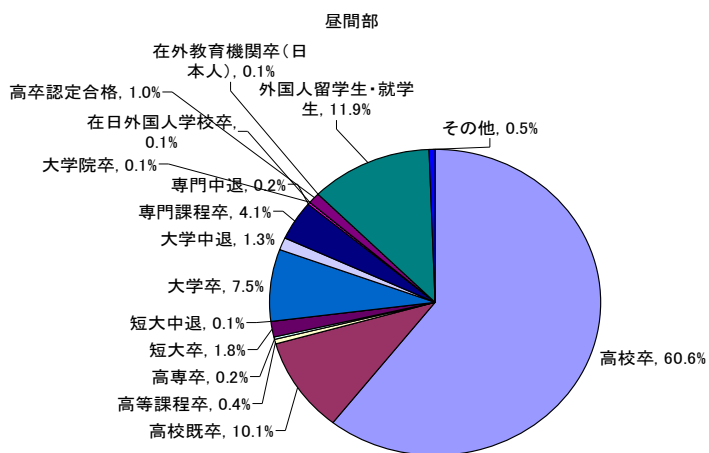


※ 出典：文部科学省 専修学校教育振興室調べ(調査対象：私立の専修学校)

※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。

## II-4. 専門学校への入学者の学歴

一旦就職した者、大卒・専門学校卒など高等教育機関の卒業生も入学。特に夜間部では、高校・高等専修学校を卒業直後に入学している者の割合は3割以下。



## II-5. 大学卒業までにかかる教育費

大学卒業までにかかる平均的な教育費(下宿費、住居費等は除く)は、全て国公立でも約800万円。全て私立だと約2,200万円に上る。

(単位:円)

区分	学習費等(※)総額					合計
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	
高校まで公立、大学のみ国立	659,363	1,829,736	1,351,309	1,158,863	2,694,800	7,694,071
すべて公立	659,363	1,829,736	1,351,309	1,158,863	2,728,400	7,727,671
幼稚園及び大学は私立、他は公立	1,461,564	1,829,736	1,351,309	1,158,863	5,278,800	11,080,272
小学校及び中学校は公立、他は私立	1,461,564	1,829,736	1,351,309	2,886,198	5,278,800	12,807,607
小学校だけ公立	1,461,564	1,829,736	3,887,526	2,886,198	5,278,800	15,343,824
すべて私立	1,461,564	8,538,499	3,887,526	2,886,198	5,278,800	22,052,587

※幼稚園～高等学校:学校教育費、学校給食費及び学校外活動費の合計  
大学:授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計(学費)

幼稚園～高等学校:文部科学省「平成24年度子供の学習費調査報告書」に基づいて作成  
大学:独立行政法人日本学生支援機構「平成24年度学生生活調査報告書」に基づいて作成

## II-6. 学生等への奨学金の貸与額と返還額について(無利子奨学金)

	高校<3年間>	学部<4年間>	修士<2年間>	博士<3年間>	返 還
<最低額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年 計 64万8千円	<無利子> 月額3万円×4年 計 144万円 累計 208万8千円	<無利子> 月額5万円×2年 計 120万円 累計 328万8千円	<無利子> 月額8万円×3年 計 288万円 累計 616万8千円	<b>要返還額 616万8千円</b> 返還月額 25,700円×20年 月収に占める割合 9.8%
<最高額>	<無利子:私立自宅外> 月額3万5千円×3年 計 126万円	<無利子:私立自宅外> 月額6万4千円×4年 計 307万2千円 累計 433万2千円	<無利子> 月額8万8千円×2年 計 211万2千円 累計 644万4千円	<無利子> 月額12万2千円×3年 計 439万2千円 累計 1,083万6千円	<b>要返還額 1,083万6千円</b> 返還月額45,150円×20年 月収に占める割合 17.3%
<利用者が 最大の月額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年 計 64万8千円	<無利子:私立自宅> 月額5万4千円×4年 計 259万2千円 累計 324万円	<無利子> 月額8万8千円×2年 計 211万2千円 累計 535万2千円	<無利子> 月額12万2千円×3年 計 439万2千円 累計 974万4千円	<b>要返還額 974万4千円</b> 返還月額40,600円×20年 月収に占める割合 15.5%
<利用者が 最大の月額> (学部及び 修士課程)		<無利子:私立自宅> 月額5万4千円×4年 計 259万2千円	<無利子> 月額8万8千円×2年 計 211万2千円 累計 470万4千円		<b>要返還額 470万4千円</b> 返還月額19,600円×20年 月収に占める割合 7.5%

※月収26万1千円(毎月勤労統計調査(平成26年3月))、有利子奨学金貸与利率0.82%(平成26年3月貸与終了者固定利率)として試算

注：以下により増額した場合には、要返還額が増額

入学時等の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)により、入学直後及び短期留学時の貸与月額に増額可能(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択)

## II-7. 学生等への奨学金の貸与額と返還額について(有利子奨学金)

	高校<3年間>	学部<4年間>	修士<2年間>	博士<3年間>	返 還
<最低額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年 計 64万8千円	<有利子> 月額3万円×4年 計 144万円 累計 208万8千円	<有利子> 月額5万円×2年 計 120万円 累計 328万8千円	<有利子> 月額5万円×3年 計 180万円 累計 508万8千円	<b>要返還額 548万1千円</b> (うち利息 39万3千円) 返還月額22,838円×20年 月収に占める割合 8.7%
<最高額>	<無利子:私立自宅外> 月額3万5千円×3年 計 126万円	<有利子> 月額12万円×4年 計 576万円 累計 702万円	<有利子> 月額15万円×2年 計 360万円 累計 1,062万円	<有利子> 月額15万円×3年 計 540万円 累計 1,602万円	<b>要返還額 1,732万8千円</b> (うち利息 130万8千円) 返還月額72,198円×20年 月収に占める割合27.6%
<利用者が 最大の月額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年 計 64万8千円	<有利子> 月額5万円×4年 計 240万円 累計 304万8千円	<有利子> 月額5万円×2年 計 120万円 累計 424万8千円	<有利子> 月額15万円×3年 計 540万円 累計 964万8千円	<b>要返還額 1,044万5千円</b> (うち利息 79万7千円) 返還月額43,521円×20年 月収に占める割合16.7%
<利用者が 最大の月額> (学部及び 修士課程)		<有利子> 月額5万円×4年 計 240万円	<有利子> 月額5万円×2年 計 120万円 累計 360万円		<b>要返還額 391万9千円</b> (うち利息 31万9千円) 返還月額16,328円×20年 月収に占める割合6.2%

※月収26万1千円(毎月勤労統計調査(平成26年3月))、有利子奨学金貸与利率0.82%(平成26年3月貸与終了者固定利率)として試算

注：以下により増額した場合には、要返還額が増額

①法科大学院は月額15万円を選択した場合、4万円又は7万円の増額が可能(→貸与月額:19万円又は22万円)

②[私立大学のみ]医学・歯学の課程は月額12万円を選択した場合、4万円の増額が可能(→貸与月額:16万円)

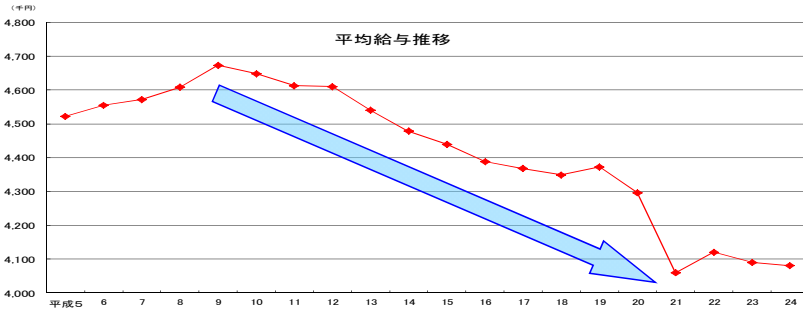
薬学・獣医学の課程は月額12万円を選択した場合、2万円の増額が可能(→貸与月額:14万円)

③入学時等の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)により、入学直後及び短期留学時の貸与月額に増額可能(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択)



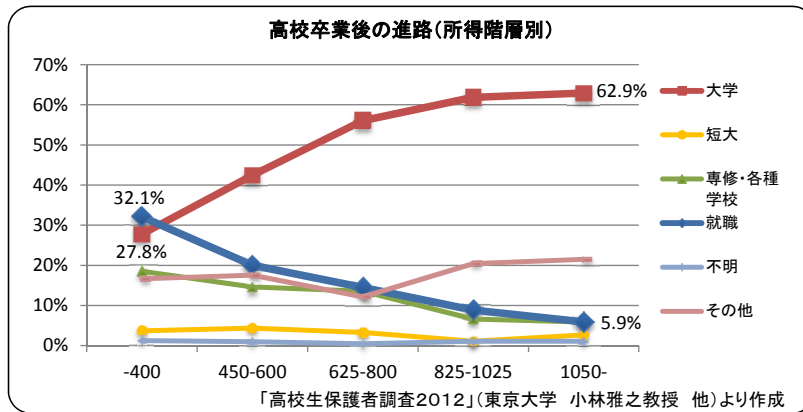
## Ⅱ-8. 高等教育段階における教育費の家計負担の増加

### ① 平成9年以降、平均給与は年々減少傾向。



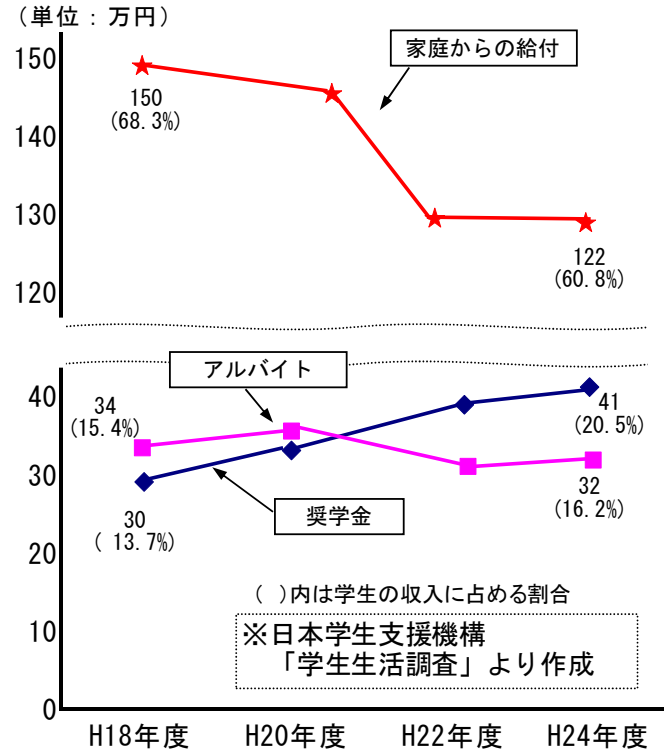
注1) 各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象とした抽出調査  
 注2) 民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、複数の事業所から給与の支払を受ける等その個人の所得全体を示したのではない(出典:「民間給与実態統計調査結果」(国税庁)より作成)

### ② 両親の年収が少ないほど、4年制大学進学率が低く、逆に就職する割合が高い。



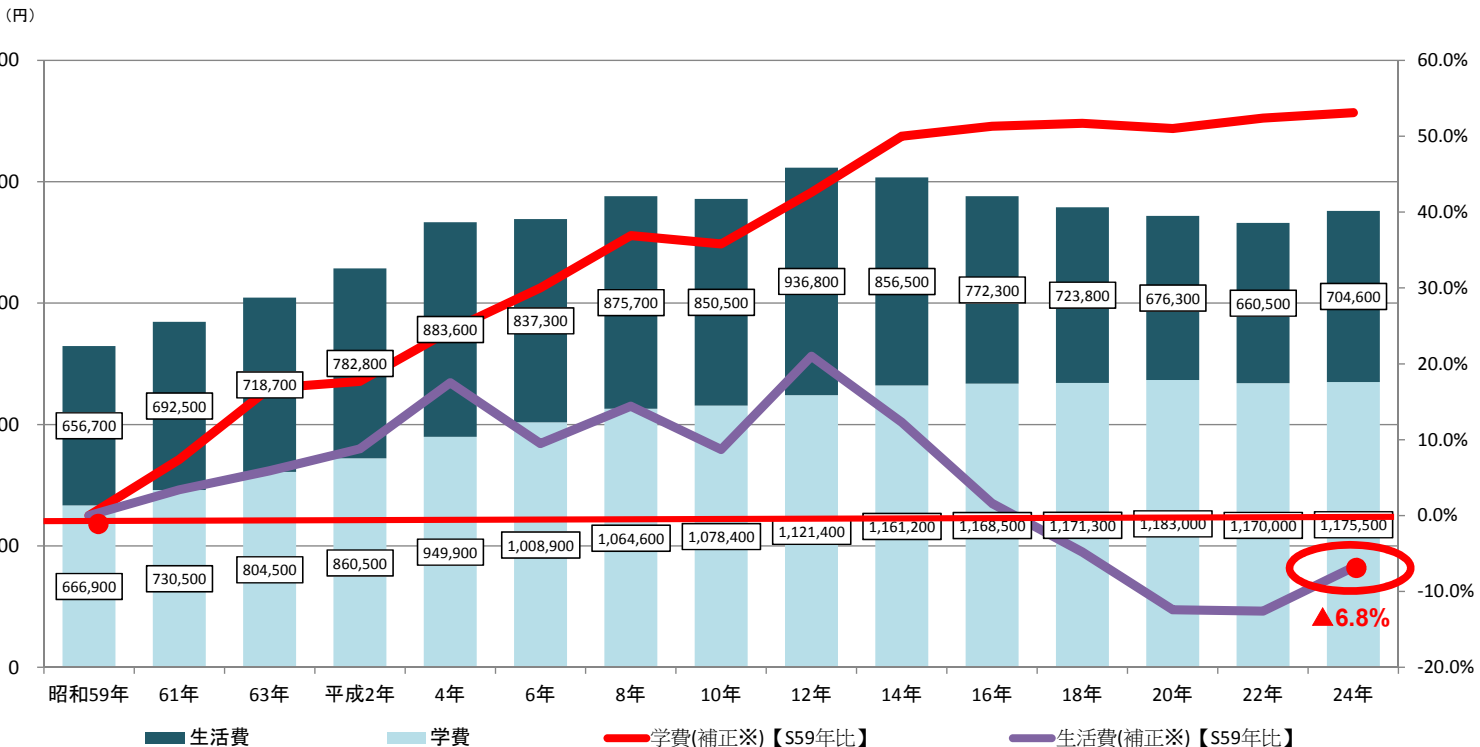
「高校生保護者調査2012」(東京大学 小林雅之教授 他)より作成

### ③ 学生生活費における家庭からの給付は減少し、奨学金の受給が増加するなど、各家計の負担は限界を超えつつある。



## Ⅱ-9. 学費・生活費の推移

昭和59年以降、学費と生活費はゆるやかに拡大しているが、昭和59年現在の金銭価値で比較(折れ線グラフ)すると、学費は拡大しているが、生活費は減少しており、学費を賄うために、生活費を切り詰めている状況

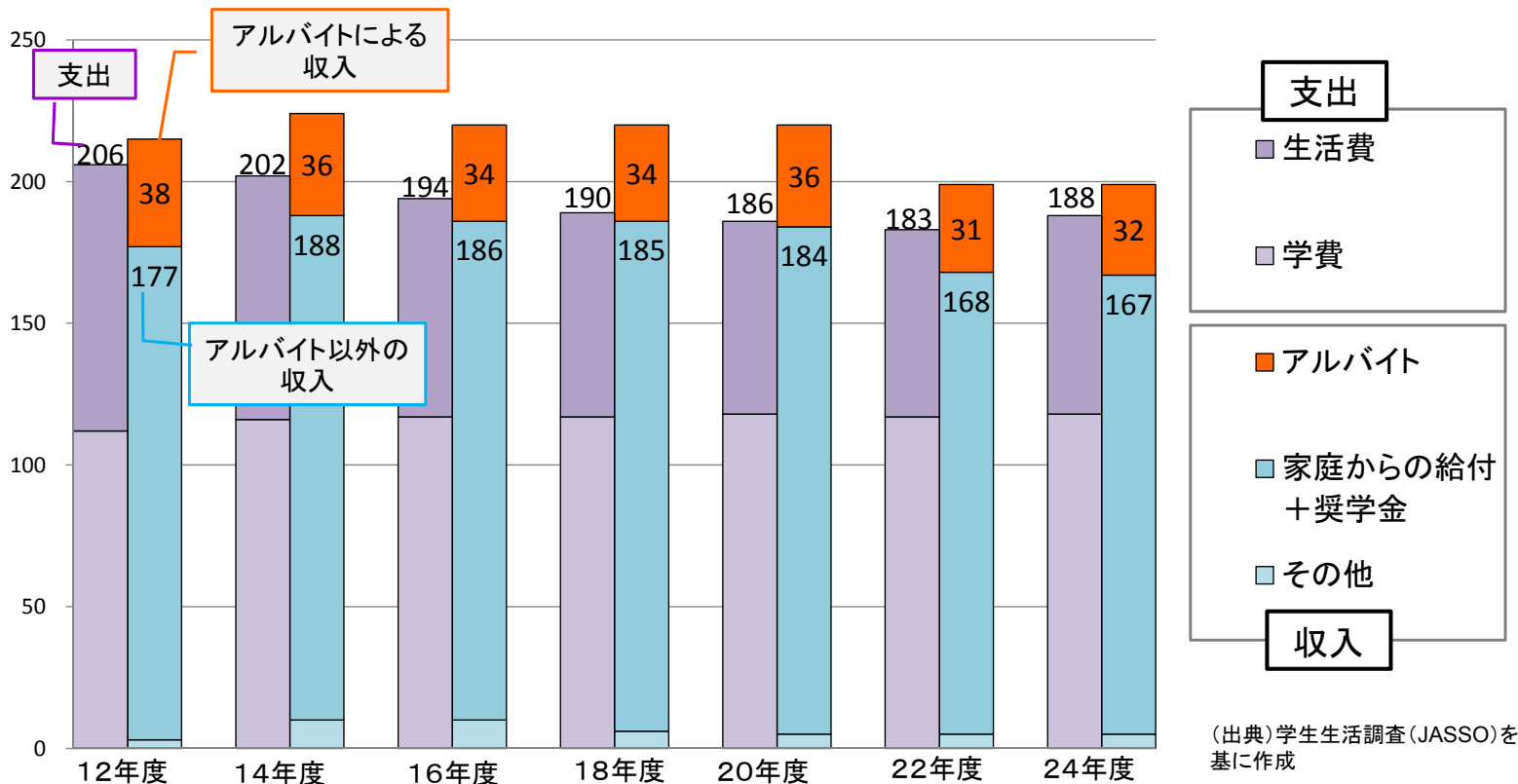


(出典) 学生生活調査(JASSO)に基づき作成  
 ※補正: 昭和59年と比較するため、消費者物価指数で割り戻している。

## Ⅱ-10. 学生生活における収支状況

アルバイトをしなければ、支出(生活費及び学費)を賄うことができない状況。

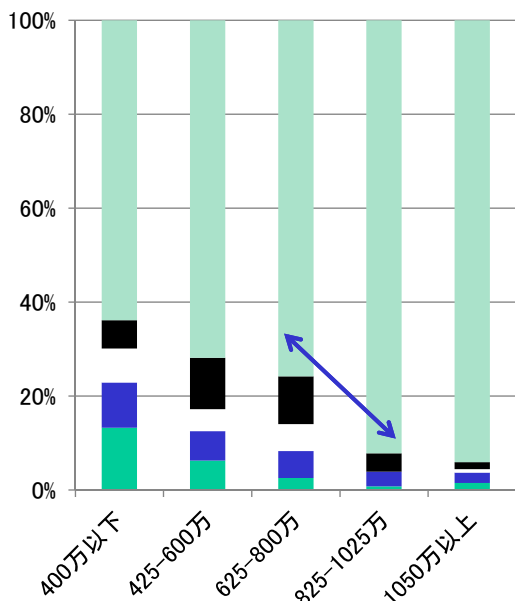
(万円)



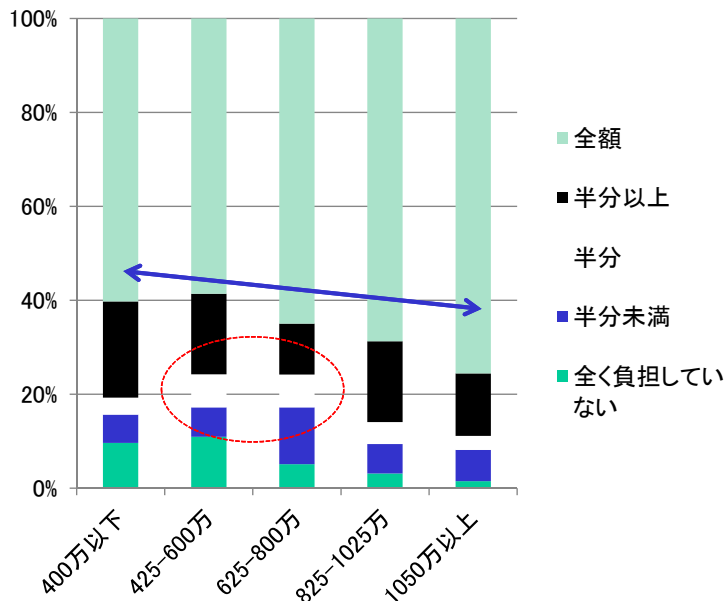
## Ⅱ-11. 家計による学費負担の構造

授業料を全額家計負担していると回答した者について、収入825-1025万円の層と収入625-800万円の層との間では10ポイント以上の大きな差がみられる。

### 授業料



### 生活費



• 全体的に所得と相関があるが、第3分位と第4分位の間大きな差

• 所得の相関は授業料に比べて小さい  
• 中所得層でむしろ「半分」以下が多い

## Ⅱ-12. 各種調査から得られる学生の経済状況の実態

○ 成績上位者でも低所得者層の進学率は高所得者層と1.5倍近い格差がある。また、どの所得者層においても、半数以上が「返済が必要な奨学金は、負担となるので、借りたくない」と回答している。

図4 中3成績別所得階層別4年制大学進学率(保護者調査2012)

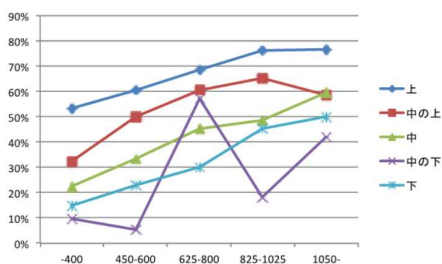


表4 所得階層別、教育費負担に対する意見(%)

	400万以下	425-600万	625-800万	825-1025万	1050万以上	計
卒業までの学費・生活費は保護者が負担するのが当然だ	66.7	74.1	71.0	72.4	84.9	73.9
学費は保護者が出すが、生活費は子どもがある程度負担すべきだ	48.5	55.6	54.2	53.0	48.4	52.2
学費や生活費は奨学金やローンでまかない、本人が就職してから返すべきだ	52.7	50.2	48.1	33.7	28.0	42.7
返済が必要な奨学金は、負担となるので、借りたくない	52.7	52.7	53.7	54.1	62.4	55.1

数値は「強くそう思う」、「そう思う」と回答した者の比率

(出典) 大学進学と学費負担構造に関する研究—高校生保護者調査2012から—

○ 東京都及びその周辺の地域大学に通う学生のうち、日本学生支援機構を含む奨学金の希望者が新入生の3分の2であるが、そのうち、実際の申請は63.4%となっている。

奨学金を「希望」する			希望者で奨学金を「申請した」		
全体	自宅外	自宅	全体	自宅外	自宅
64.2%	71.0%	59.7%	64.3%	73.1%	55.8%

(出典) 私立大学新入生の家計負担調査2012年度 東京地区私立大学教職員組合連合会

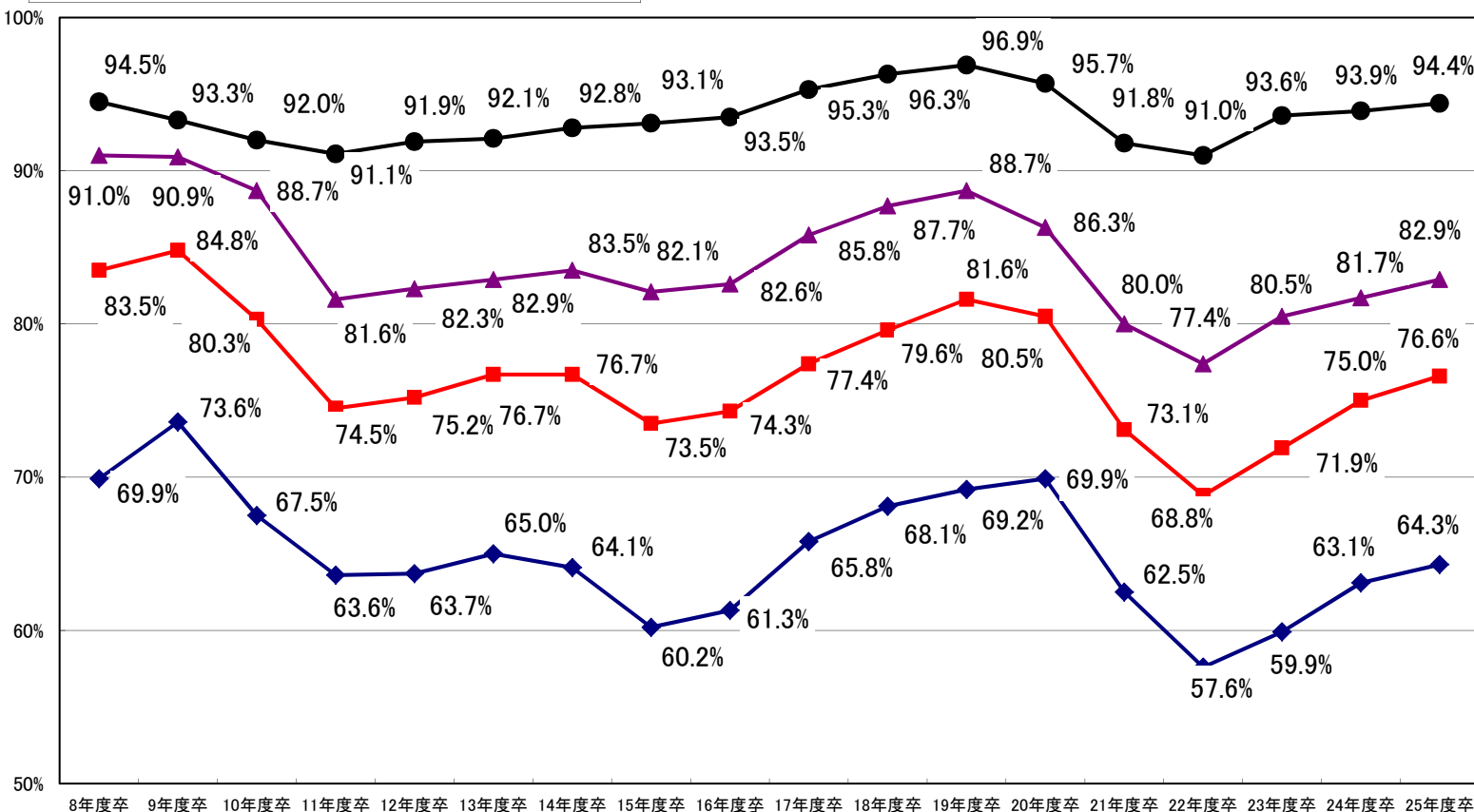
○ 長崎県の公私立高校の生徒で、旧帝国大学レベルの大学に進学できる者のうち、主に家計の困窮によって大学への進学そのものを断念した／するかもしれない生徒は3%

(出典) 「家計の困窮が才能ある受験生の進学行動に及ぼす影響—2010年夏・長崎県における調査—」  
大学入試研究ジャーナルNo.22(2012年3月) ※九州大学高等教育開発推進センターによる調査

## Ⅱ-13. 大学の就職(内定)率の推移

※平成8年度から平成10年度までは、2月1日現在ではなく、3月1日現在の調査を実施

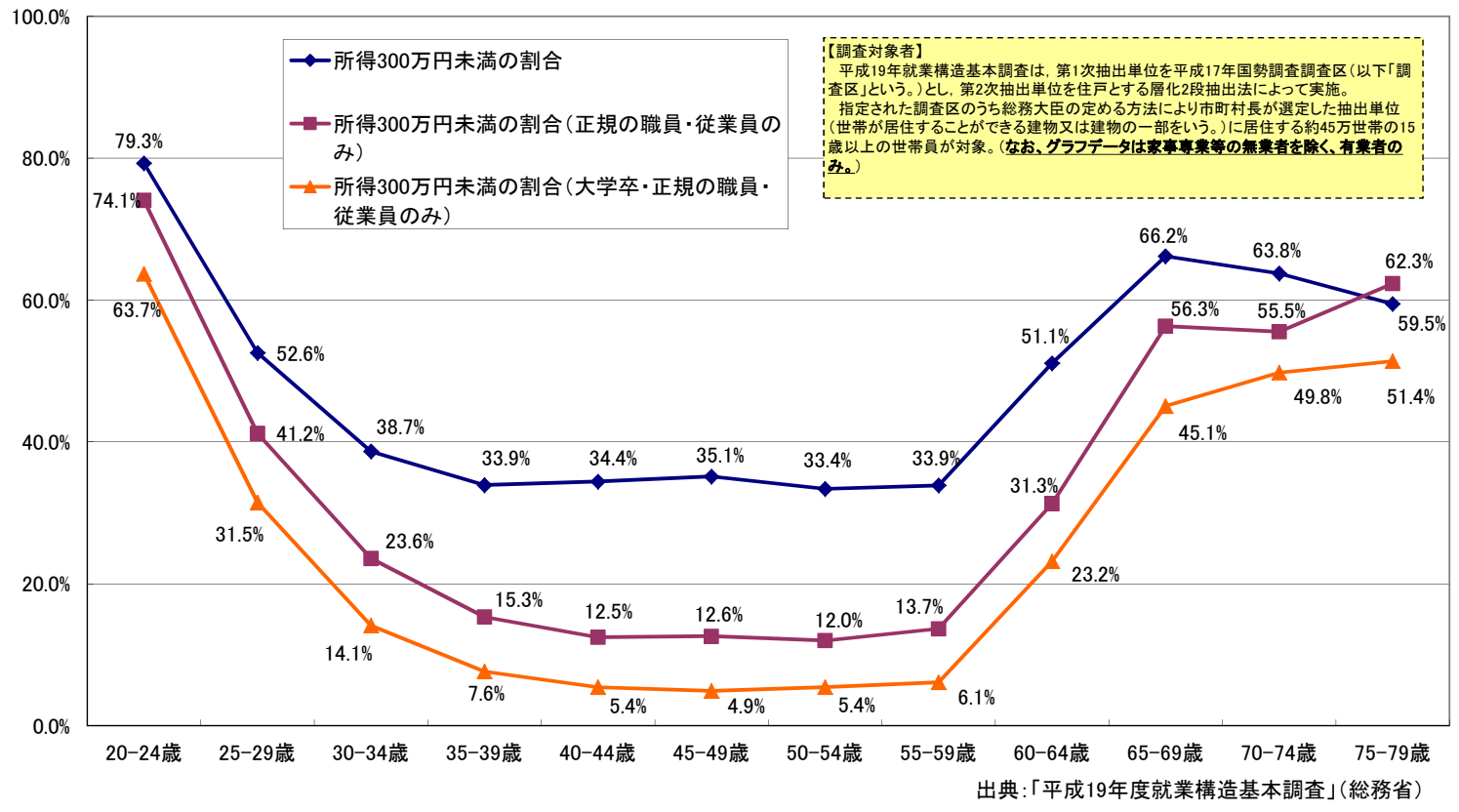
◆10月1日 ◆12月1日 ◆2月1日 ◆4月1日



(出典) 大学等の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省)

Ⅱ-14. 高等教育機関(大学院除く)を卒業した者の年齢別所得割合

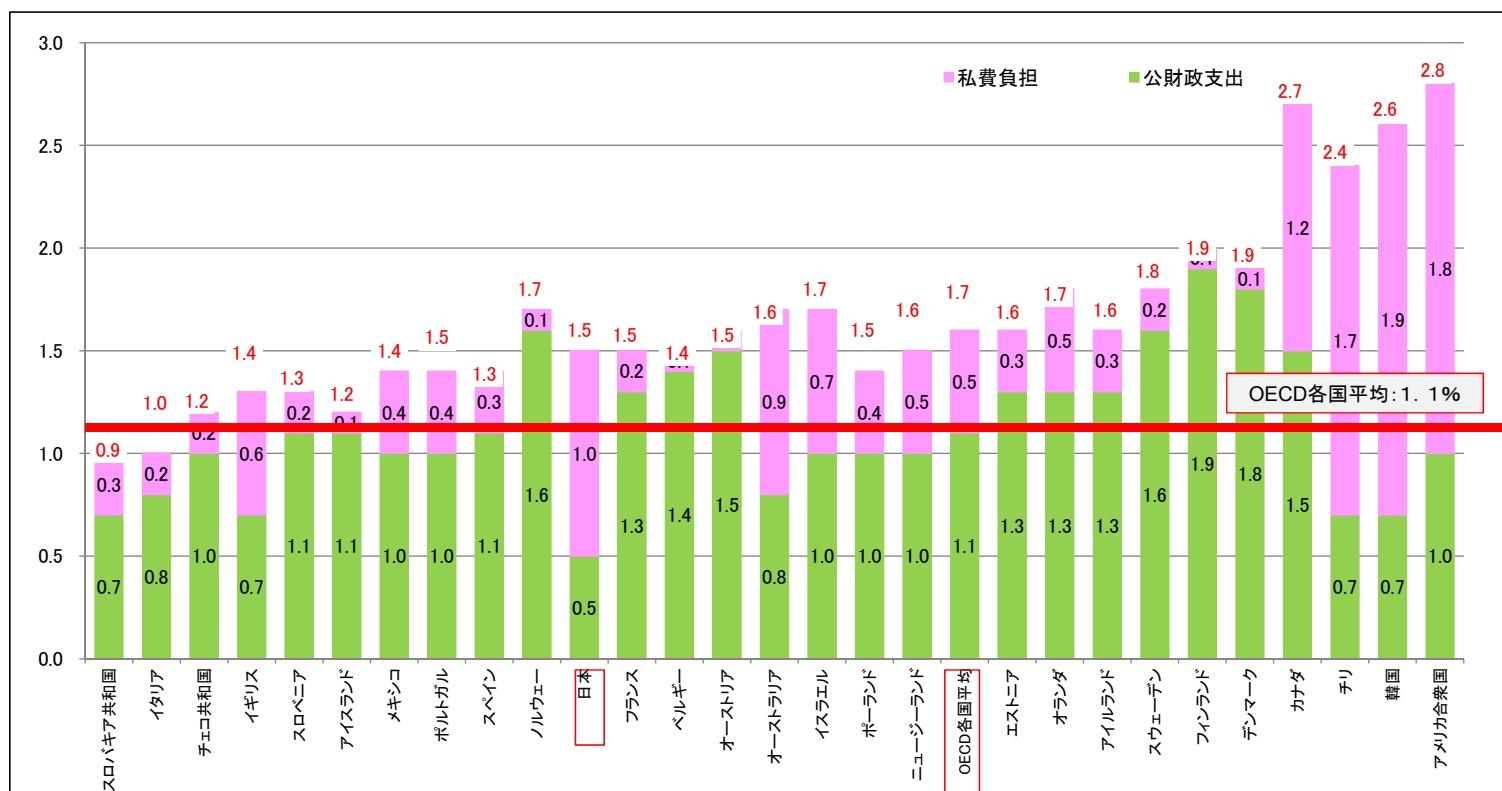
30代から50代の高等教育機関を卒業した者のうち**約3割の者が、年収300万円を下回る状況。**



### III. 学生支援に関する諸外国の状況

#### III-1. 諸外国の高等教育の教育費に係る財政支援の状況

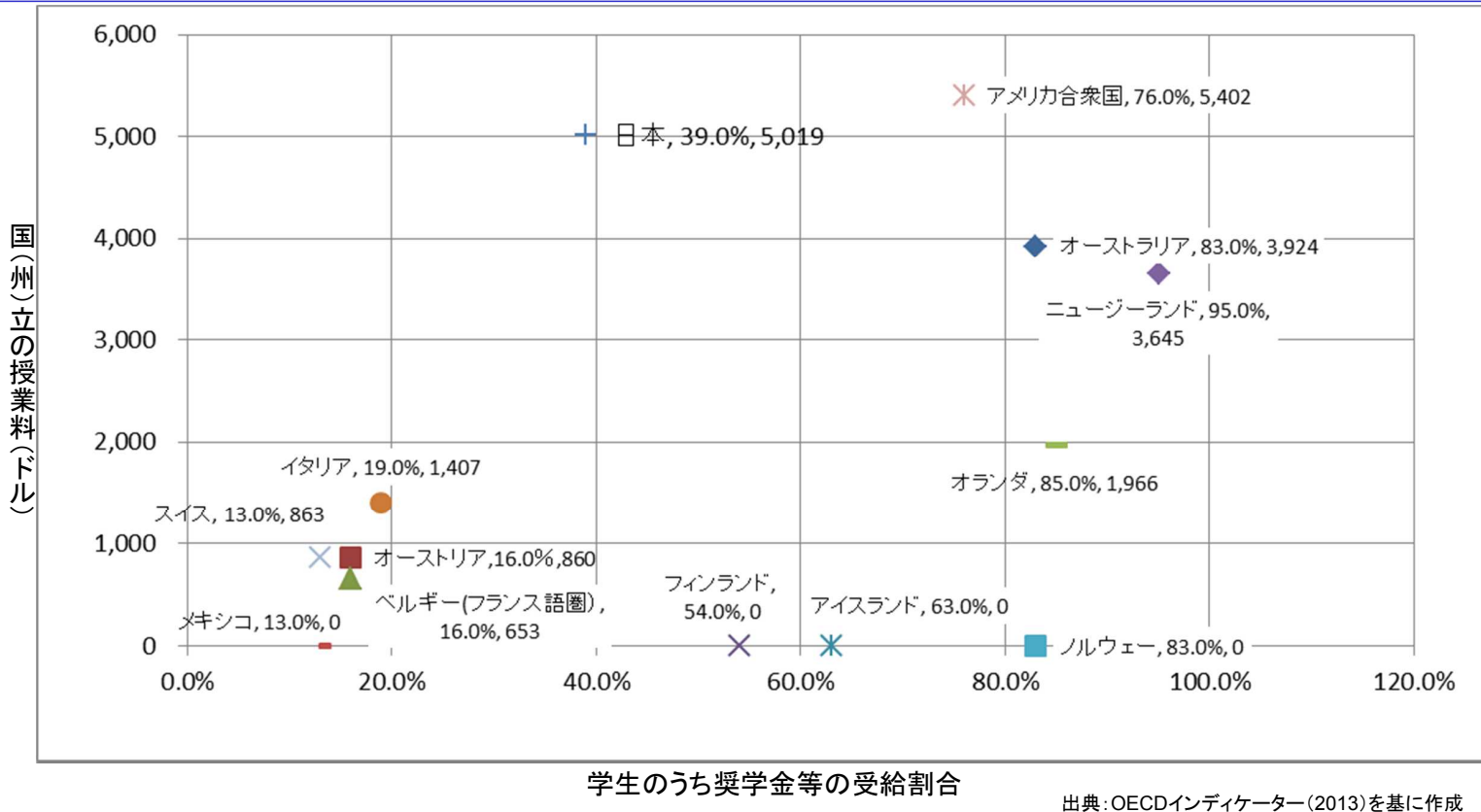
高等教育に係るGDPに占める公財政支出について、日本は、OECD各国平均に比し約半分



出典: OECDインディケーター(2013)を基に作成

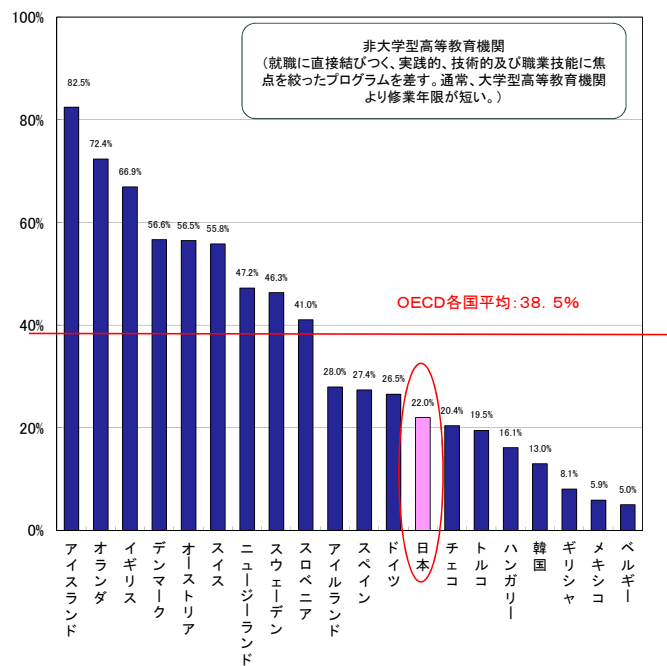
### Ⅲ-2. 各国の平均授業料と公的経済支援との関係

日本は諸外国に比して、授業料が高く、公的経済支援に乏しい



### Ⅲ-3. 高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合

大学型高等教育機関: 日本の25歳以上の学生の割合(1.9%)は、諸外国平均(約2割)を大きく下回る  
 非大学型高等教育機関: 日本の25歳以上の学生の割合(約22%)は、諸外国平均(約4割)を大きく下回る



出典: 大学型高等教育機関  
 「OECD教育データベース2011年」(日本の数値は「学校基本調査」と文部科学省調べによる社会人入学生数)

出典: 非大学型高等教育機関  
 「OECD教育データベース(2011年)」(日本の数値は「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程))



# 諸外国の奨学金制度

国名	学生数	学生納付金 ※ 入学金は含まない	主な政府機関の奨学金制度(学部段階)			
			実施機関	給付・貸与者数(率)	年間奨学金(平均)	
日本	■270万人 ※大学(学部)・短大等在学者(2013年)	■国立:53.6万円 ■公立:53.8万円 ■私立:86.0万円 (2013年) ※ 国立は標準額、公私立は平均	■貸与型 ①第一種奨学金(無利子) ②第二種奨学金(有利子)  ※この他、国は、「授業料減免」(給付的支援)を実施するための必要な予算措置	①②(独)日本学生支援機構	①11.6% ②27.0% (2013年)	①62.6万円(月5.2万円) ②87.0万円(月7.3万円) ※大学(学部) (2013年)
アメリカ	■1,114万人 ※フルタイム在学者(2009年)	■州立:\$6,695(68.8万円) ■私立:\$21,444(220.3万円) ※ 総合・4年制大学平均(2008年)	■給付型 ①ヘルプ奨学金 ■貸与型 ②パーキンス・ローン ③ Stafford・ローン(ダレク・ローン) ・利子補給有/無	①連邦政府 ②連邦政府及び大学 ③連邦政府及び民間金融機関	①809.4万人 ②38.3万人 ③有:740万人 ③無:715.8万人 (2009年)	①\$3,706(38.1万円) ②\$1,707(17.5万円) ③有:\$3,556(36.5万円) ③無:\$4,165(42.8万円) (2009年)
イギリス	■143万人 ※フルタイム在学者(2010年)	■国立:£9,000(114.6万円) ※ イングランドの上限額(2012年)	■給付型 ①給与奨学金 ■貸与型 ②学生ローン ③授業料ローン	①②③スチューデント・ローン・カンパニー ※法人格を持つ公的機関	①61.0% ②84.6% ③不明 (2011年)	①£2,906(37.0万円) ②自宅:£3,838(48.9万円) 自宅外(ロンドン):£6,928(88.2万円) ③£3,375(43.0万円) ※最高年額 (2010年)
ドイツ	■222万人 ※大学・高等専門学校在学者(2010年)	■州立:€100-500(1.0-5.1万円) ※ 一部の州において授業料を徴収 ※ 16州中2州が全学生を対象に授業料を徴収。いずれも1学期当り€100~€500(2012年)	■給付型 ①連邦奨学金(半額給付) ②全国奨学金(2011年度~) ■貸与型 ③連邦政府教育クレジット	①連邦・州政府 ②連邦政府及び高等教育機関 ③連邦政府及びドイツ復興金融庫(KfW)	①592,487人 (2010年) ②1万人(2011年夏学期) ③不明	①親と同居:€5,064(60.7万円) (2010年) 親と別居:€7,164(84.8万円) ②€3,600(月€300)(43.1万円) ③€3,600(月€300)(43.1万円) ※最高年額。③は月€100, 200, 300から選択 (2010年。②は2011年)
韓国	■299万人 (2011年)	■国公立:239万-1,242万ウォン (16.6万-86.3万円) ■私立:183万-1,381万ウォン (12.7万-96.0万円) ※最低額は人文社会系、最高額は工学系(国公立)、医学系(私立) (2011年)	■給付型 ①国家奨学金 I ②国家奨学金 II ■貸与型 ③所得準拠型ローン ④直接ローン	①③④韓国奨学財団(KOSAF) ②KOSAF及び各教育機関	—	①68万-450万ウォン(47千-313千円) ※最高年額。世帯収入等により異なる。 ②各教育機関により異なる ③④不明

出典:教育指標の国際比較(2013年版)及び諸外国の教育動向(2011年度版)

# 諸外国の奨学金の返還方法

国名	貸与上限額 (主な学生ローン)	利率	主な返還方法・返還額	返還期間	最長返還期間に到達した場合の取扱い
日本	【無利子(私立学部・自宅)】 月5.4万円 年64.8万円 【有利子】 月12万円 年144万円	固定:0.89% 変動:0.20% (2014年3月貸与終了者)	□定額【Standard Repayment】 →貸与総額に応じて決められる一定額を返還	最長20年	—
アメリカ	①ダレク・ローン 利子補給有:年\$5,500【学部段階】(親がプラスローンを借りられない状態で、更に援助が必要な場合は年\$7,000) 利子補給無:年\$5,500【学部段階】  ②ダレク・プラス・ローン(親) 授業料や家賃等の必要経費から奨学金等で賄われなかった金額が貸付上限 ※②は「所得連動型」の返還方法は利用できない。  ③パーキンス・ローン 年\$5,500【学部段階】	①固定 利子補給有:3.4% 利子補給無:6.8%  ②固定:7.9% (2012年)	□標準型【Standard Repayment】 →月\$50以上の固定額  □漸増型【Graduated Repayment】 →低額から開始(通常2年毎に見直し)  □延長型【Extended Repayment】 →固定額又は変動額(漸増)  □所得連動型①【Income-Based Repayment】 →可処分所得の15%(年収が一定の額以下はその年の返還無)  □所得連動型②【Pay As You Earn Repayment】 →可処分所得の10%(年収が一定の額以下はその年の返還無)  □低額から開始(最低額\$40)	最長10年  最長10年  最長25年  最長25年  最長20年  最長10年	—  —  —  残額は免除  残額は免除  —
英国 (イングランド)	授業料ローン 年£9,000 メンテナンス・ローン	(A)1.5%(2012年) ※小売物価指数(RPI)か銀行基本金利+1%のどちらか低い方で変動する率  (B)6.6%(2012年) ※RPI+3%を最大とし、所得等に応じて変動する率	(A)所得連動型(Plan 1) ~2012年 →基準額の9%(年収£16,365(閾値)以下はその年の返還無) ※基準額=年収-閾値  (B)所得連動型(Plan 2) 2012年~ →基準額の9%(年収£21,000(閾値)以下はその年の返還無) ※基準額=年収-閾値	(A) 最長25年  (B) 最長30年	残額は免除  残額は免除
ドイツ	①連邦奨学金(半額貸与分) ②連邦政府教育クレジット 年€3,600	①なし ②1.45% (2012年)	①所得連動型 最低返還額 月€105 ②最低返還額 月€120	①最長20年 ②不明	不明
韓国	①所得準拠ローン 上限無し ②直接ローン 4,000万-9,000万ウォン	有 ※政府による利子補給有	①所得連動型 ②標準型(固定)	①不明 ②10年	不明



# 審 議 經 過 等

## 学生への経済的支援の在り方に関する検討会の開催について

平成25年4月4日  
(平成26年4月4日改訂)  
高等教育局長決定

### 1. 趣旨

昨今の我が国の学生の置かれた経済的状況及び諸外国の施策の動向等を踏まえ、学生への経済的支援の在り方について総合的な検討を行う。

この検討に当たり、学生への経済的支援の在り方に関する有識者検討会（以下「検討会」という。）を以下の要領にて開催する。

### 2. 検討事項

- ① 学生の経済的支援の意義
- ② 経済的支援の在り方
- ③ 所得連動返還型奨学金の具体化 等

### 3. 実施方法

検討会は別紙に定める有識者により構成する。

### 4. 設置期間

平成26年4月4日から平成27年3月31日までとする。

### 5. 庶務

会議に関する庶務は、必要に応じて大学振興課、国立大学法人支援課及び私学部の協力を得て、学生・留学生課において処理する。

(別紙)

学生への経済的支援の在り方に関する検討会 構成員

- 相川 順子 一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会 会長
- 奥舎 達典 公立大学法人新見公立大学 理事・事務局長
- ◎小林 雅之 国立大学法人東京大学大学総合教育研究センター 教授
- 中村 徹 学校法人中村学園 理事長、専門学校静岡電子カレッジ及び  
静岡福祉医療専門学校 校長
- 濱田 勝宏 学校法人文化学園大学 理事・副学長
- 樋口 美雄 学校法人慶應義塾大学商学部 教授
- 前原 金一 公益社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事
- 松本 宏 公益財団法人電通育英会 顧問

(50 音順)

※◎は主査

(平成26年4月4日現在)

学生への経済的支援の在り方に関する検討会  
審議経過

第1回 平成25年4月25日（木）14：00～16：00

- 学生への経済的支援に関する検討会の設置について
- 学生への経済的支援にかかる現状について
- 今後の経済的支援の在り方をめぐる課題・論点について（自由討議）

第2回 平成25年5月15日（水）16：00～18：00

- 前回の議論を踏まえた論点整理
- 自由討議

第3回 平成25年6月17日（月）10：00～12：00

- 中間まとめ（案）について
- 自由討議

第4回 平成25年7月29日（月）13：00～15：00

- 中間まとめ（案）について
- 自由討議

第5回 平成25年11月8日（金）10：00～12：00

- 平成26年度概算要求について（報告）
- 自由討議

第6回 平成25年12月11日（水） 13：00～15：00

○「中間まとめ」に関する団体からのヒアリング①

- ・一般社団法人公立大学協会
- ・一般社団法人国立大学協会
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構

第7回 平成26年1月16日（木） 13：00～15：00

○「中間まとめ」に関する団体からのヒアリング②

- ・日本私立大学団体連合会
- ・日本私立短期大学協会
- ・全国専修学校各種学校総連合会

第8回 平成26年2月3日（月） 10：30～12：00

○「中間まとめ」に関する団体からのヒアリング③

- ・日本弁護士連合会
- ・独立行政法人日本学生支援機構

第9回 平成26年3月25日（水） 10：00～12：00

○所得連動返還型奨学金について①

○ヒアリングでの意見の整理と今後の検討の方向性について

第10回 平成26年4月21日（月） 15：00～17：00

○学生等への経済的支援の制度それぞれの在り方について

○大学等奨学金事業に係る情報提供と理解の増進について

第11回 平成26年5月26日（月）15：00～17：00

○所得連動返還型奨学金について②

○一層の返還困難者対策について

第12回 平成26年6月16日（月）10：00～12：00

○所得連動返還型奨学金について③

○取りまとめに向けて

第13回 平成26年7月28日（月）15：00～17：00

○学生への経済的支援の在り方に関するとりまとめについて